

第2章 洲本市の特徴と問題点



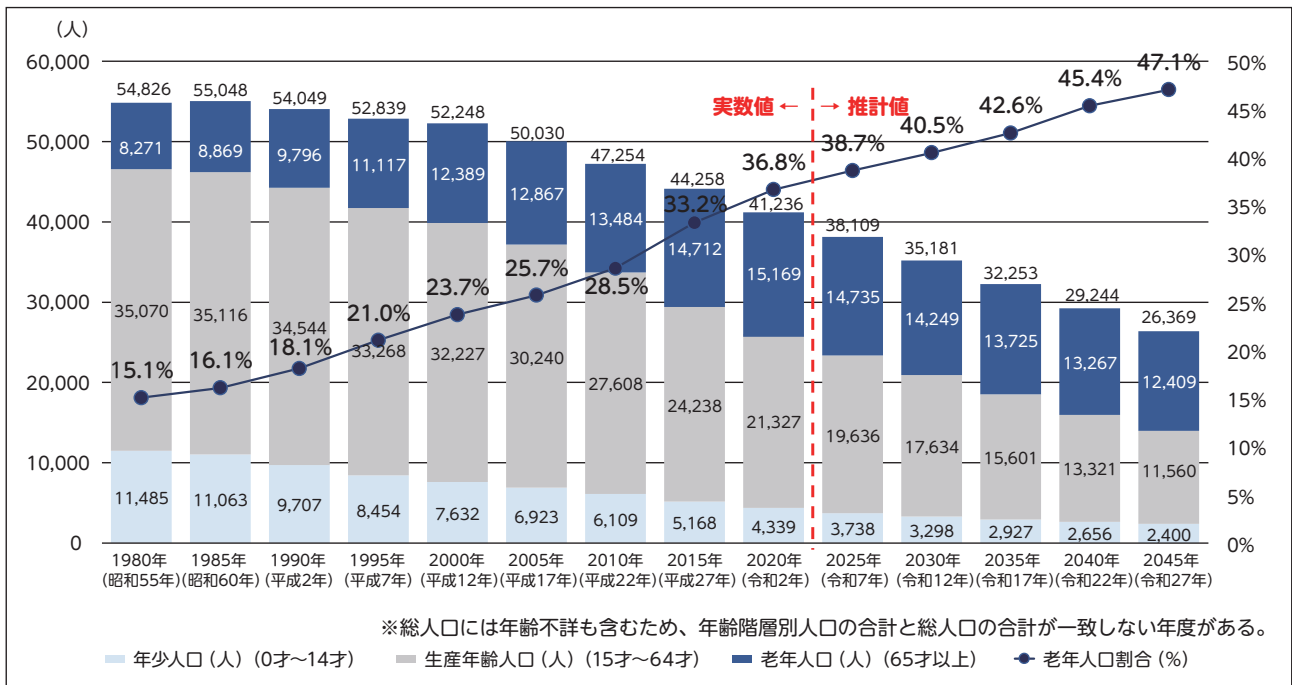
2-1 現況

(1) 人口

1) 総人口・年齢3区分別人口

本市の総人口は令和2（2020）年現在で約4.1万人・高齢化率は36.8%であり、25年前の総人口52,839人から約22%減少、高齢化率も約16%増加していることから、人口減少・高齢化が進展しており、国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年）の推計では、今後もこの傾向が続くとみられています。

また、25年後は、総人口約2.6万人、高齢化率は47.1%と、より急激な人口減少・高齢化が進展すると予測されています。



■ 総人口・年齢3区分別人口

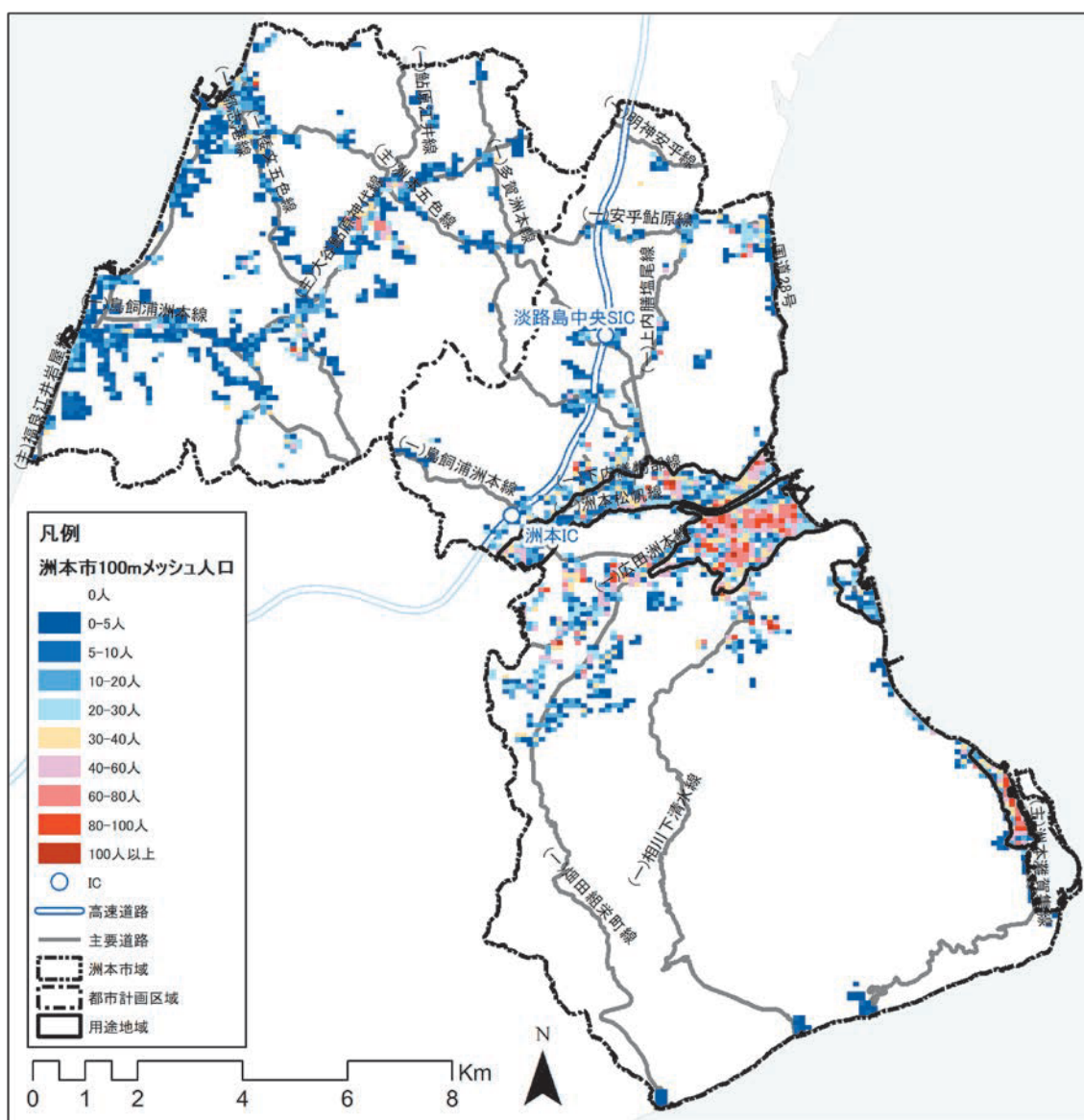
出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

2) 人口集積地

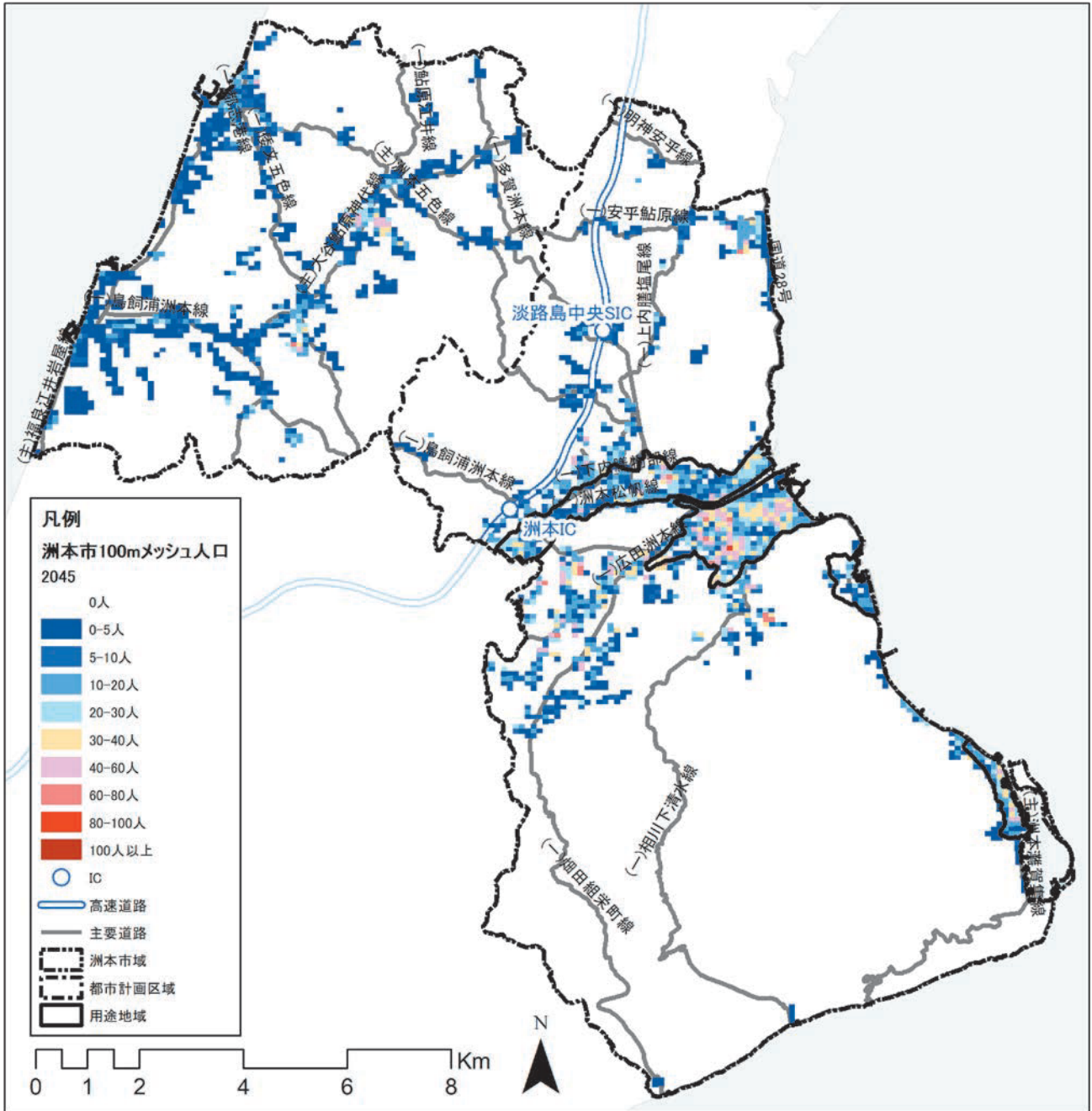
平成 27 (2015) 年の 100 mメッシュ人口を見ると、1ヘクタールあたり 40 人以上 (適正な市街地の人口密度の目安) のメッシュはおおむね本市の用途地域に集中して分布し、人口が集中していることが伺えますが、一方で、用途地域から南西部に位置する大野地区や南部に位置する千草地区、都市計画区域外の五色地域の沿道、特に大谷鮎原神代線においても、40 人以上のメッシュが確認できます。

また、平成 27 (2015) 年と令和 27 (2045) 年の 100 mメッシュ人口を比較すると、令和 27 (2045) 年には、1ヘクタールあたり 40 人以上のメッシュは減少し、中心市街地においても 20-30 人程度のメッシュが多く分布すると予測されています。また、五色地域に分布する 100 mメッシュについては、多くが 0-5 人となることが予測されています。

本市の過去 40 年間の人口集中地区 (以下、DID) の変遷を見てみると、昭和 50 (1975) 年の時点では、由良地区にも DID が存在し、人口密度も 80.3 (人/ha) でありましたが、以降は、面積とともに DID 内人口密度は減少し続け、昭和 55 (1980) 年には由良地区の DID が消滅し、平成 27 (2015) 年現在では 37.6 (人/ha) と、昭和 50 (1975) 年の半数以下となっています。加えて、適正な人口密度の基準である 40 (人/ha) をも下回っています。

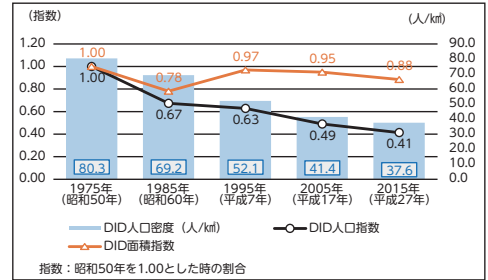
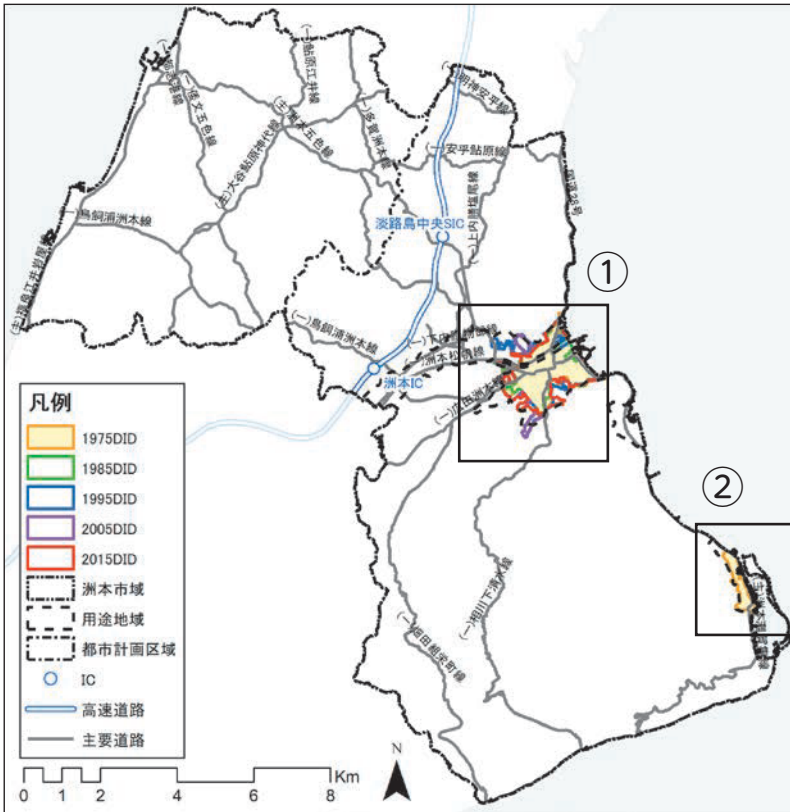


■ 100mメッシュ人口 (平成 27 (2015) 年)



■ 100 mメッシュ人口 (令和 27 (2045) 年)

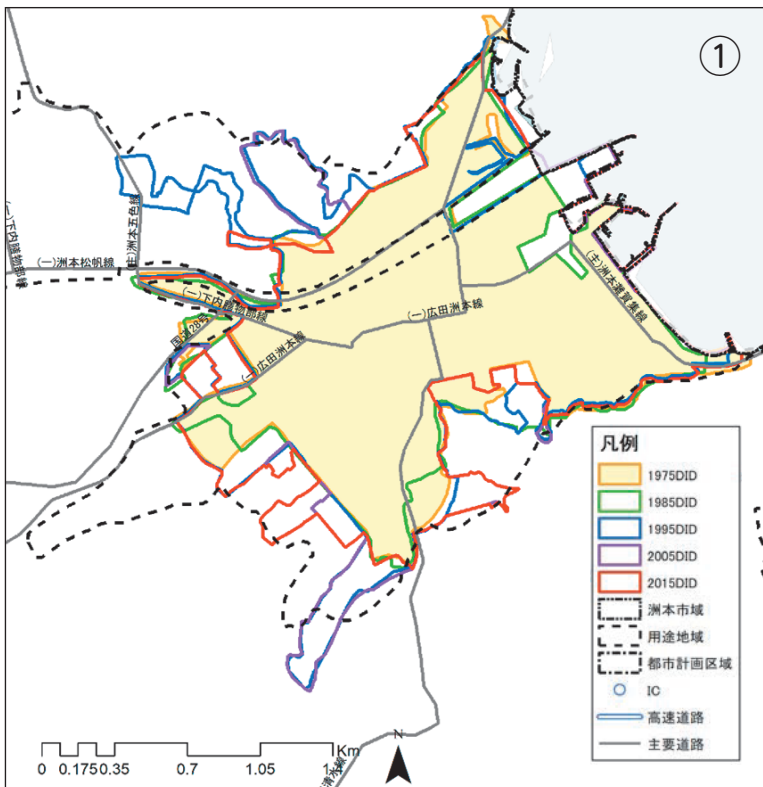
出典：国土数値情報より加工



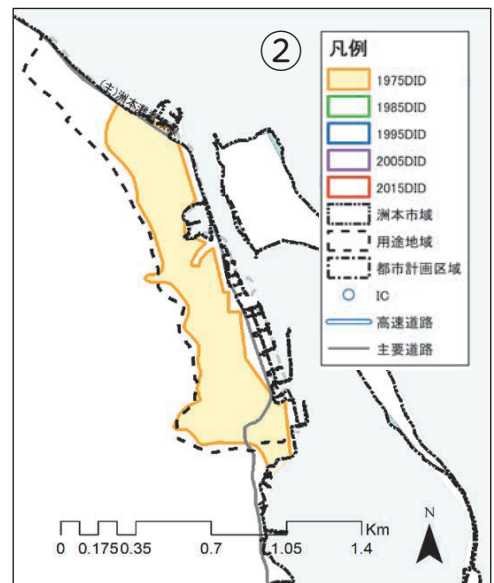
	1975年 (昭和50年)	1985年 (昭和60年)	1995年 (平成7年)	2005年 (平成17年)	2015年 (平成27年)
DID人口 (人)	25,704	17,311	16,148	12,590	10,645
DID面積 (ha)	320	250	310	304	283
DID人口密度 (人/ha)	80.3	69.2	52.1	41.4	37.6

■ DID の人口、面積、人口密度

出典：国勢調査



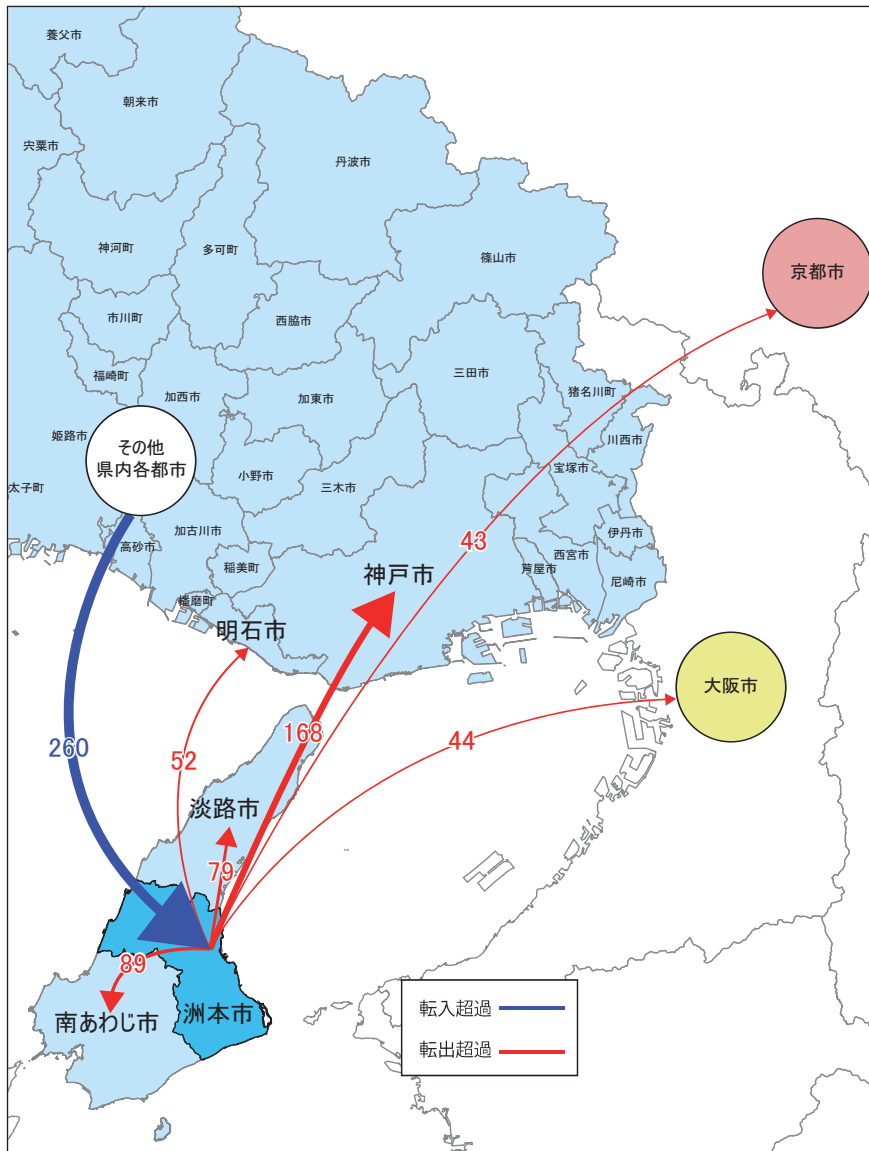
■ 洲本市の各年の DID の範囲



出典：国勢調査

3) 転入転出状況

本市の平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけての、過去5年間の転入・転出状況を見ると、トータルで転出超過であり、特に、島外の市町村のみならず、同じ島内の市においても転出超過となっています(淡路市79人・南あわじ市89人)。島外市町村を見ると神戸市への転出が最も多く、168人で、次いで明石市へ52人、大阪市へ44人が転出しており、関西地方への転出が進んでいます。



転出入元	洲本市の転出入 (転入－転出)			
	男	女	男女計	割合
洲本市				
南あわじ市	-46	-43	-89	-0.2%
神戸市	-41	-127	-168	-0.4%
淡路市	-22	-57	-79	-0.2%
大阪市	-22	-22	-44	-0.1%
明石市	-30	-22	-52	-0.1%
京都市	-27	-16	-43	-0.1%
その他	192	68	260	0.6%
合計	4	-219	-215	-0.5%

注) 割合は、当該市町の常住者総数に対する割合

■平成22(2010)年から平成27(2015)年間の洲本市の転出入の状況

出典：国勢調査

(2) 土地利用

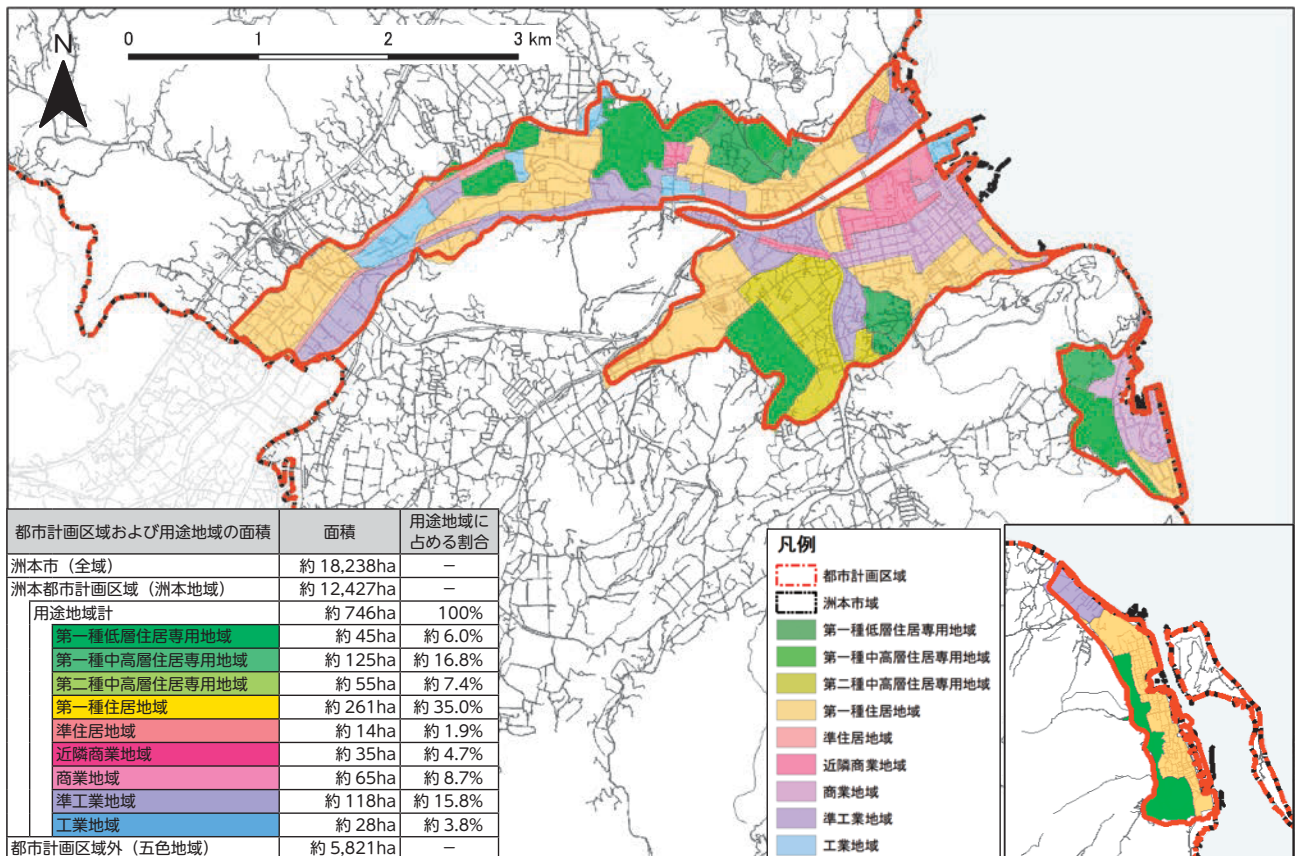
1) 地域地区の指定状況

本市の用途地域は中心市街地、小路谷地区、由良地区に指定されており、住居系用途地域が約 67.1% (500ha)、商業系用途地域が 13.4% (100ha)、工業系用途地域が 19.5% (146ha) となっています。

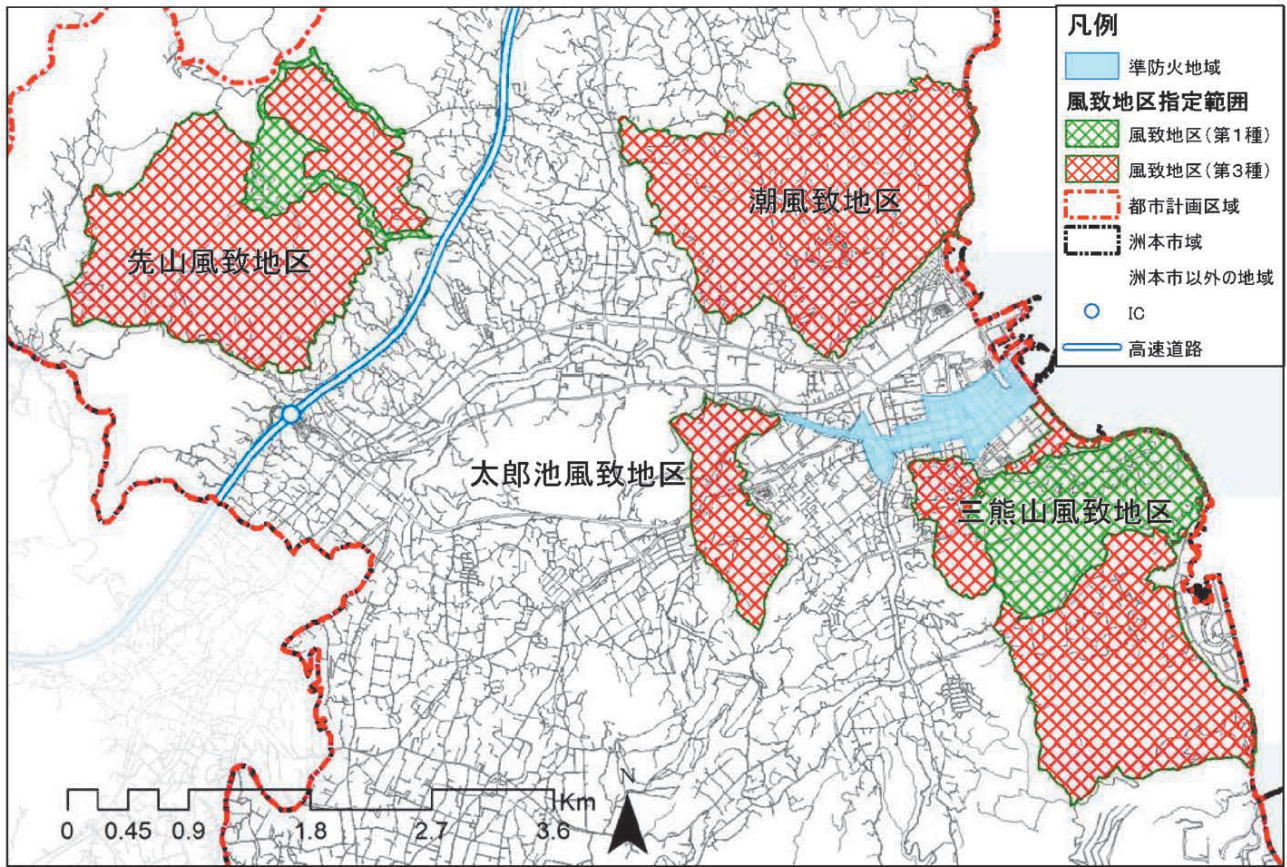
風致地区は、風致地区の第1種及び第3種について、4箇所（潮 347ha、太郎池 74ha、三熊山 406ha、先山 365ha）の地区指定を行っています。風致地区では、都市における風致を維持するため、建築物の建築などの行為が規制されており、第3種より第1種のほうがより厳しい規制となっています。

準防火地域は、建築物などの防火性能を集団的に向上させることで、火災の延焼拡大を抑制するために指定されており、本市では中心市街地のうち 46ha に地域指定を行っています。

臨港地区は、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾地域と一体として機能すべき陸域を指定するもので、都市計画決定されている区域としては、洲本港周辺 (4.5ha)、古茂江港 (2.9ha) 及び由良港周辺 (3.2ha) の陸域において地区指定を行っています。



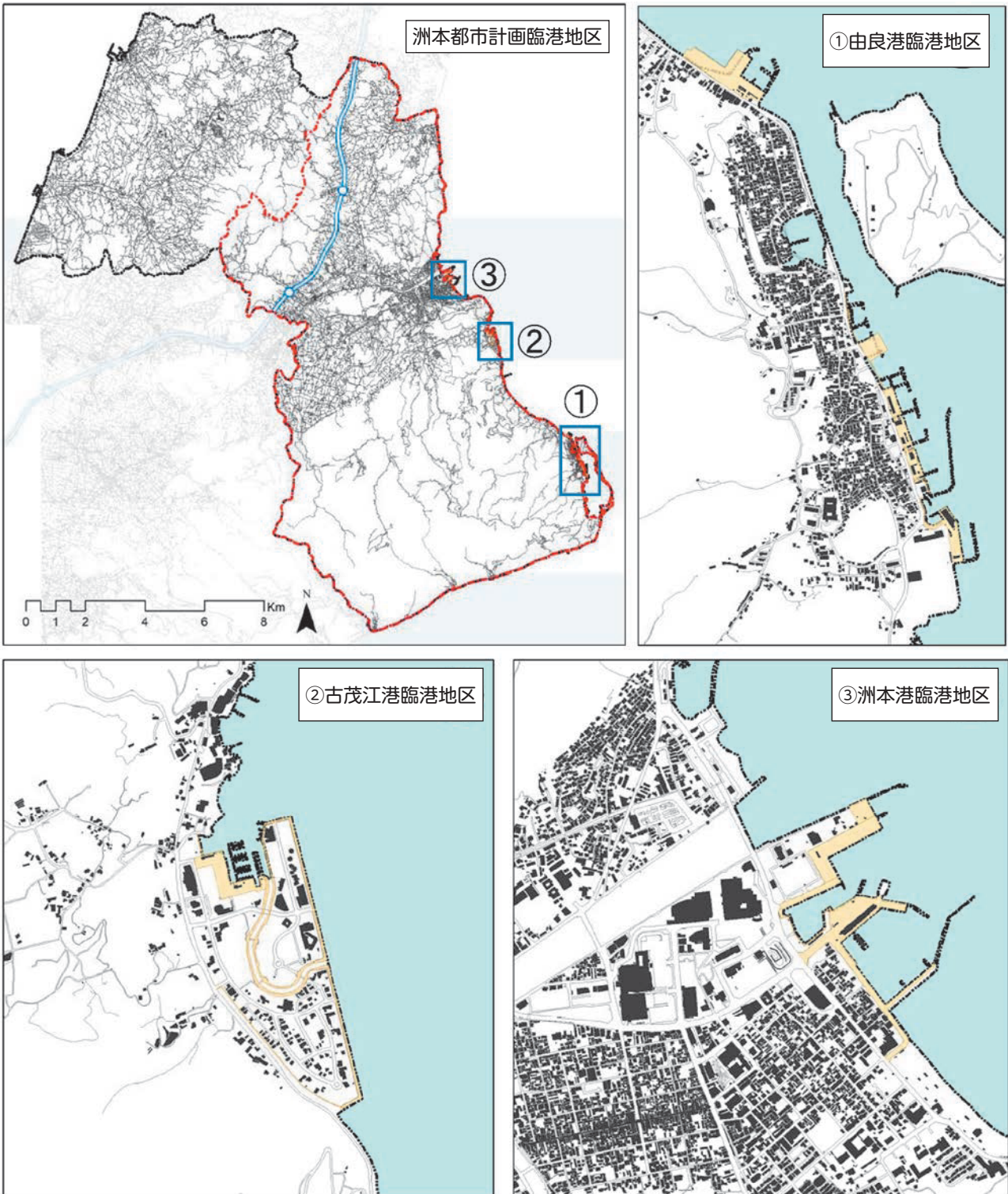
■用途地域面積の内訳



■風致地区及び準防火地域の指定範囲

■風致地区の指定状況

名称		風致地区		
		第1種	第3種	計
三熊山風致地区		139.5ha	266.5ha	406.0ha
太郎池風致地区		—	74.0ha	74.0ha
先山風致地区		45.6ha	319.4ha	365.0ha
潮風致地区		—	347.0ha	347.0ha
計		185.1ha	1006.9ha	1192.0ha
参考	高さ	10m以下	15m以下	
	建蔽率	20%以下	40%以下	
	道路からの後退距離	3m以上	2m以上	
	隣地からの後退距離	1.5m以上	1m以上	
	緑地率	50%以上	30%以上	
	建築物の接する地盤面の高低差	6m以下		
	その他	建築物の位置・形態・意匠が、その土地及びその周辺の区域における風致と著しく不調和でないこと		

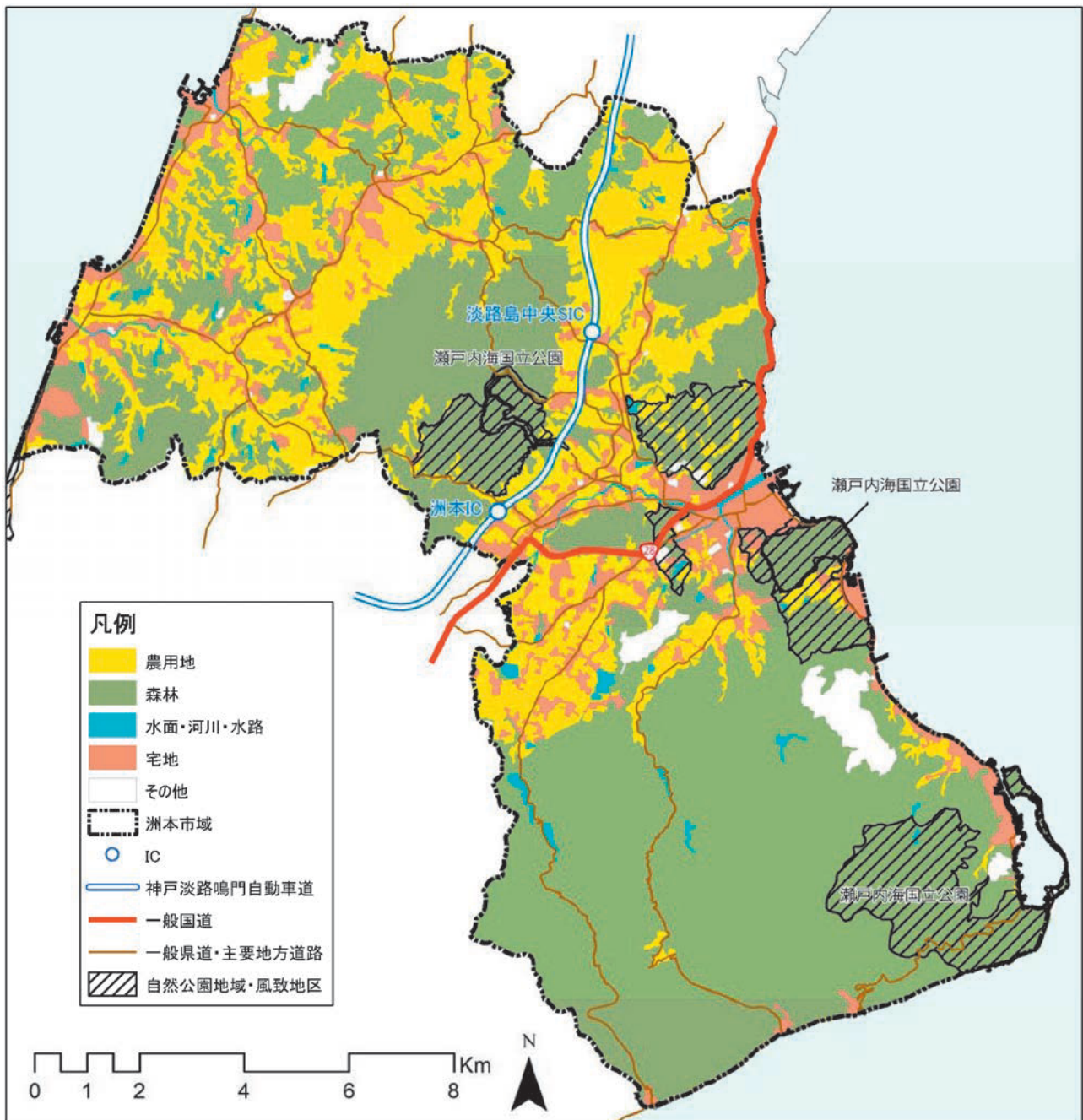


■臨港地区指定図

2) 土地利用面積割合

本市は、総面積 182.38km²を有しており、その構成は、農用地が約 14%、森林が約 57%であるのに対し、宅地が約 4%、道路が約 3%、水面・河川・水路が約 4%、その他が約 18%となっています。

特に、農用地や森林の占める割合が高いことから、緑豊かな自然環境の中に発達した市街地とその周辺を田園居住地域が包み込む構造となっています。



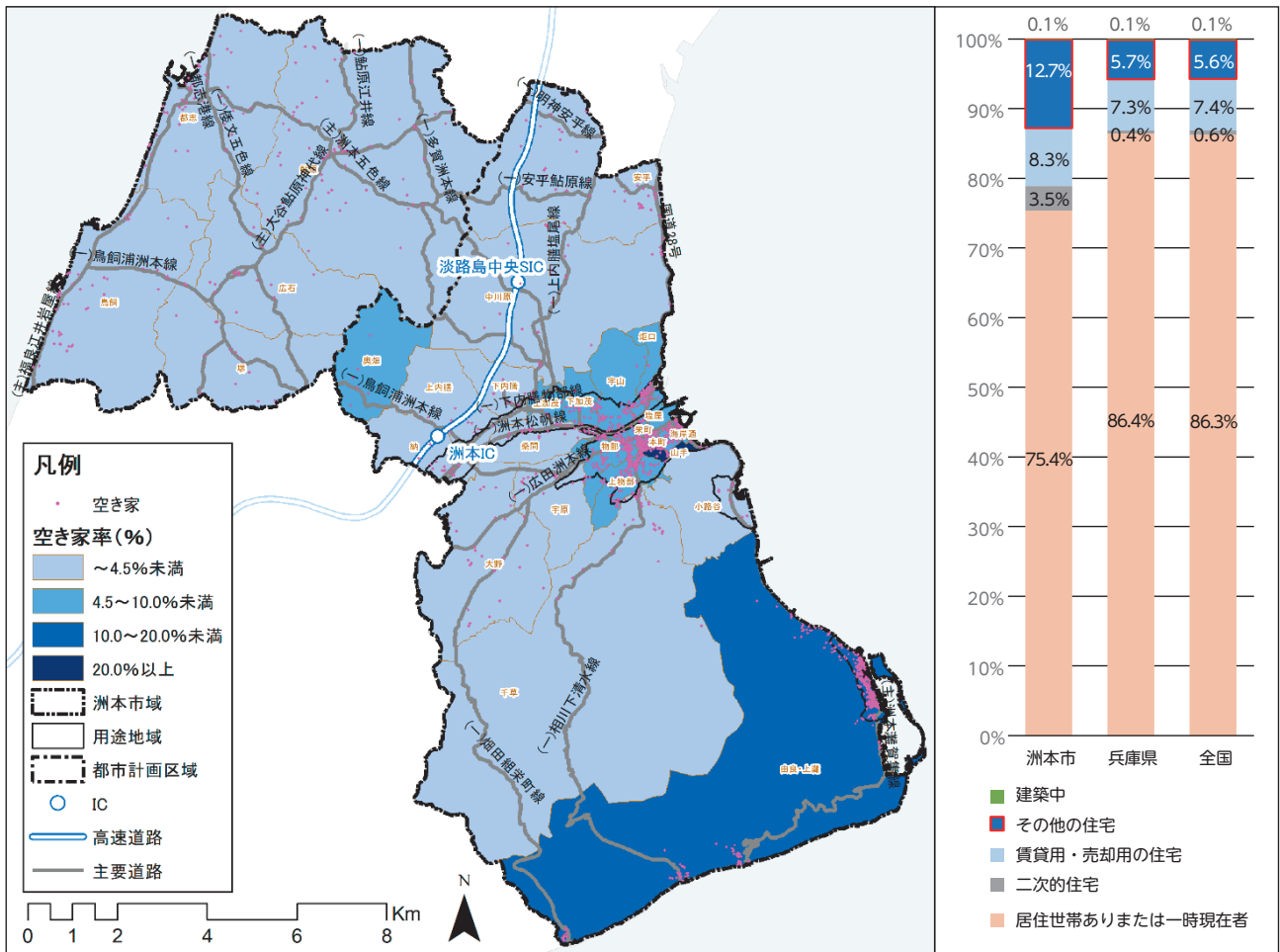
■土地利用現況図

出典：都市計画基礎調査より一部加工

3) 空き家

平成30(2018)年住宅・土地統計調査によると、本市の「その他の住宅*1」は12.7%と、兵庫県(5.7%)、全国(5.6%)の値を大きく上回っています。また同様に、二次的住宅の割合も3.5%を占めているなど、居住世帯のない住宅が多くなっています。

また、洲本市空家等対策計画によると、本市の空き家数は1,926件であり、建物全体(42,524件*2)の約4.5%を占めています。



■空き家の分布状況及び地区別の空き家率、洲本市と全国及び兵庫県との住宅種別構成の比較

出典：平成30(2018)年住宅・土地統計調査、洲本市空家等対策計画

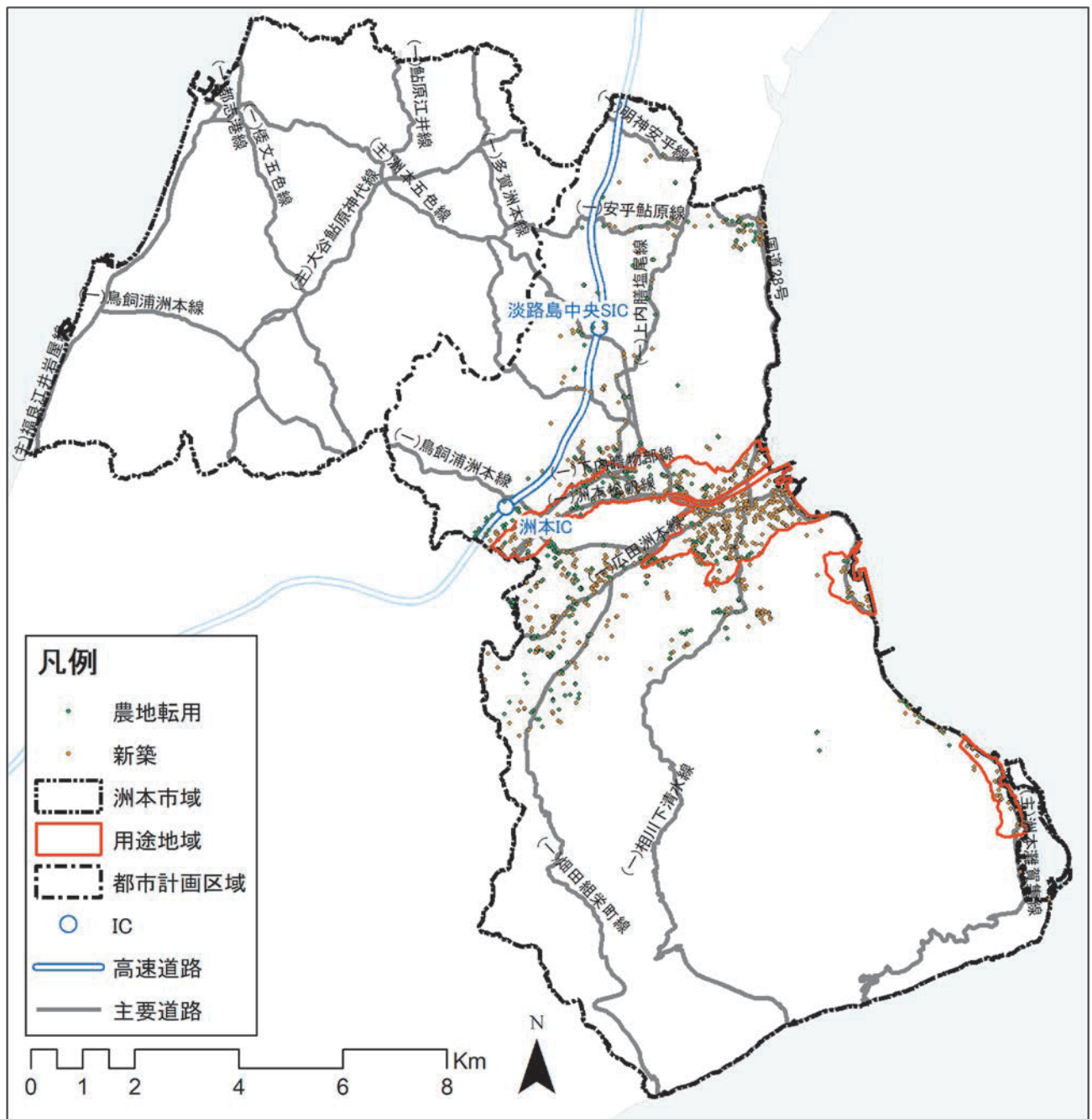
* 1：賃貸売却用や二次的住宅でない居住世帯のない住宅のことを指す

* 2：平成27(2015)年1月1日現在

4) 土地利用転換状況

過去10年間の農地転用及び新築動向をみると、農業従事者の高齢化や後継者不足、輸入農産物の増加による競争力低下、農地の荒廃化などから、経営耕地面積は減少傾向にあり、用途地域や中心市街地の南西部の大野地区、南部の千草地区の農地の転用が進んでいます（過去10年間で洲本市全域で約38haの農地が転用）。

また、住家などの建築動向においても、大野、千草地区で顕著になっているほか、安乎地区周辺においても農地転用、新築共に集中していることが伺えます。



■農地転用、新築位置図（平成21（2009）年～平成30（2018）年）
（都市計画区域内のみ表示）

出典：都市計画基礎調査

(3) 都市基盤

1) 面整備

民間事業者などにより開発許可を受けた宅地開発が行われ、住宅地などが整備されてきましたが、近年（過去10年）の新規許可件数は、10件となっています。

■開発許可による宅地開発事業

番号	開発場所	面積 (㎡)	用途	用途地域	開発年
1	小路谷	7,421.9	住宅団地	住居	昭和 51 年
2	上物部	6,888.4	住宅団地	指定なし	昭和 51 年
3	千草	56,750.0	住宅団地	指定なし	昭和 51 年
4	池ノ内	6,130.0	住宅団地	指定なし	昭和 53 年
5	宇原	7,525.0	住宅団地	指定なし	昭和 54 年
6	小路谷	9,509.0	仮設建物 (資材置場)	指定なし	昭和 55 年
7	山手一丁目	12,773.0	住宅団地	商業・住居	昭和 55 年
8	上内膳	27,351.0	クラブハウス (グラウンド)	準工業	昭和 57 年
9	千草	10,563.0	住宅団地	指定なし	昭和 61 年
10	上物部	3,120.0	住宅団地	指定なし	昭和 62 年
11	小路谷	6,141.0	住宅団地	指定なし	昭和 62 年
12	下内膳	11,819.4	住宅団地	指定なし	昭和 62 年
13	大野	18,501.9	住宅団地	指定なし	昭和 62 年
14	安乎	10,379.2	住宅団地	指定なし	昭和 63 年
15	千草	37,726.3	住宅団地	指定なし	平成 4 年
16	大野	12,577.8	住宅団地	指定なし	平成 4 年
17	安乎	6,566.7	住宅団地	指定なし	平成 9 年
18	新村	3,427.3	住宅団地	指定なし	平成 9 年
19	下加茂	8,811.8	店舗	第一種住居	平成 9 年
20	金屋	8,618.0	住宅団地	指定なし	平成 13 年
21	物部	3,218.0	住宅団地	第一種中高層	平成 20 年
22	納	11,595.9	店舗	指定なし	平成 23 年
23	大野	4,127.8	店舗	指定なし	平成 25 年
24	五色町鮎原	28,564.0	企業誘致	都市計画区域外	平成 26 年
25	物部一丁目	4,210.4	サ高住	第二種中高層	平成 26 年
26	大野	5,624.7	店舗	指定なし	平成 27 年
27	五色町鮎原	75,520.0	倉庫兼事業所	都市計画区域外	平成 27 年
28	上内膳	30,668.8	店舗	準工業	平成 28 年
29	物部三丁目	11,491.2	住宅団地	第一種住居	平成 28 年
30	大野	4,572.3	店舗	指定なし	平成 29 年
31	五色町広石	49,817.6	企業団地造成	都市計画区域外	平成 31 年

本市においては、これまでに施工された土地区画整理事業や、公有水面埋め立て事業により都市基盤が整備され、市街化が進んでいます。

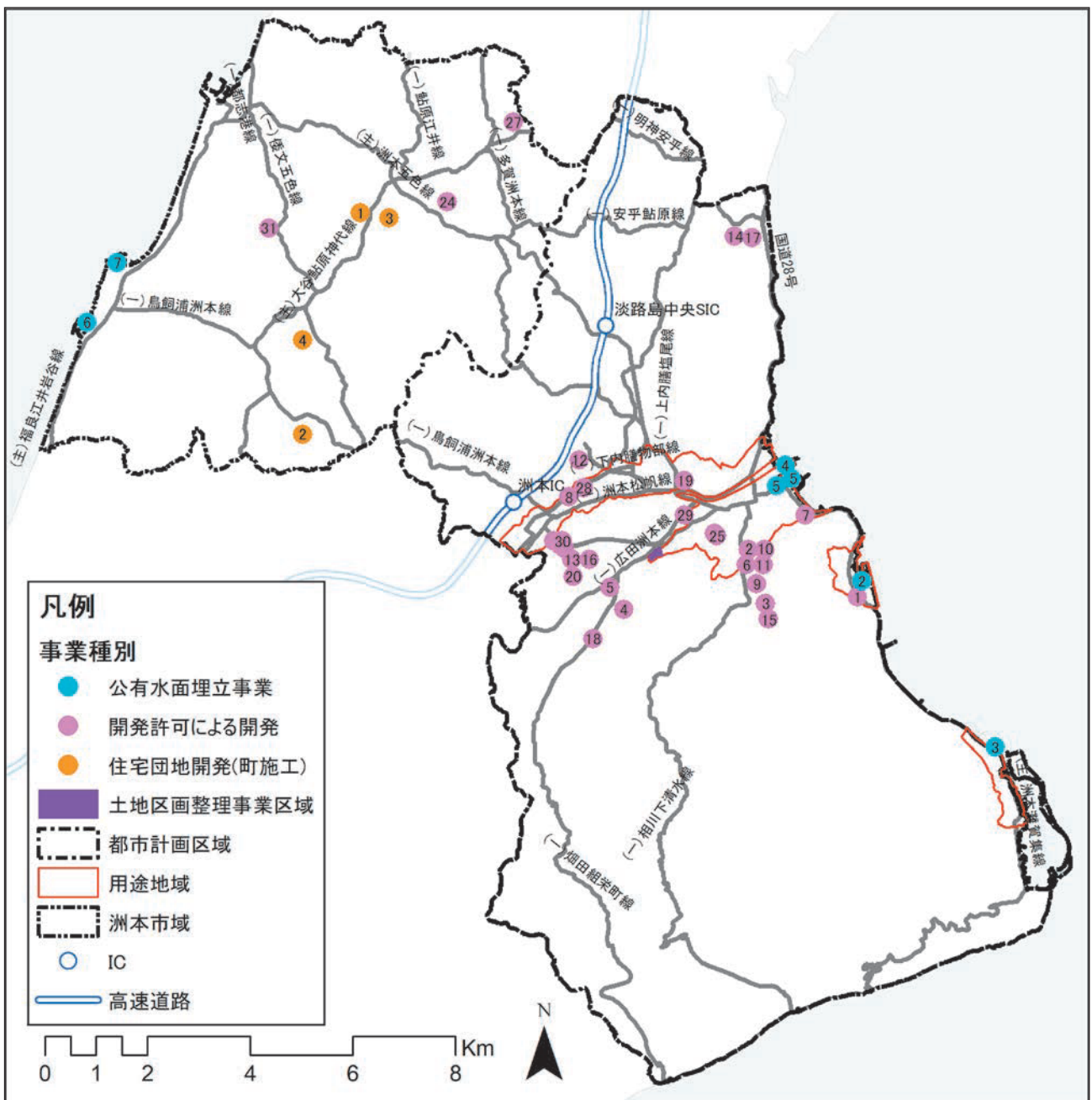
■市街地の基盤整備事業等

番号	名称	面積 (ha)	事業名
1	宇原大坪土地区画整理事業	5.9	土地区画整理事業
2	古茂江港	22.4	公有水面埋め立て事業
3	由良港	1.0	公有水面埋め立て事業
4	中浜埋立地	3.4	公有水面埋め立て事業
5	洲本港	4.1	公有水面埋め立て事業
6	鳥飼漁港	2.2	公有水面埋め立て事業
7	船瀬漁港	0.1	公有水面埋め立て事業

都市計画区域外である五色地域においては、合併以前の町施工による宅地開発事業を行い、住宅地を整備してきました。

■住宅団地開発（旧五色町施工）

番号	地区名	開発場所	面積 (㎡)	開発年
1	鮎の郷団地	鮎原鮎の郷	51,217	平成元年～平成6年
2	さかえ団地	上堺	22,328	平成3年～平成6年
3	神陽台団地	鮎原神陽	82,249	平成5年～平成13年
4	若葉台団地	広石中	28,957	平成10年～平成13年



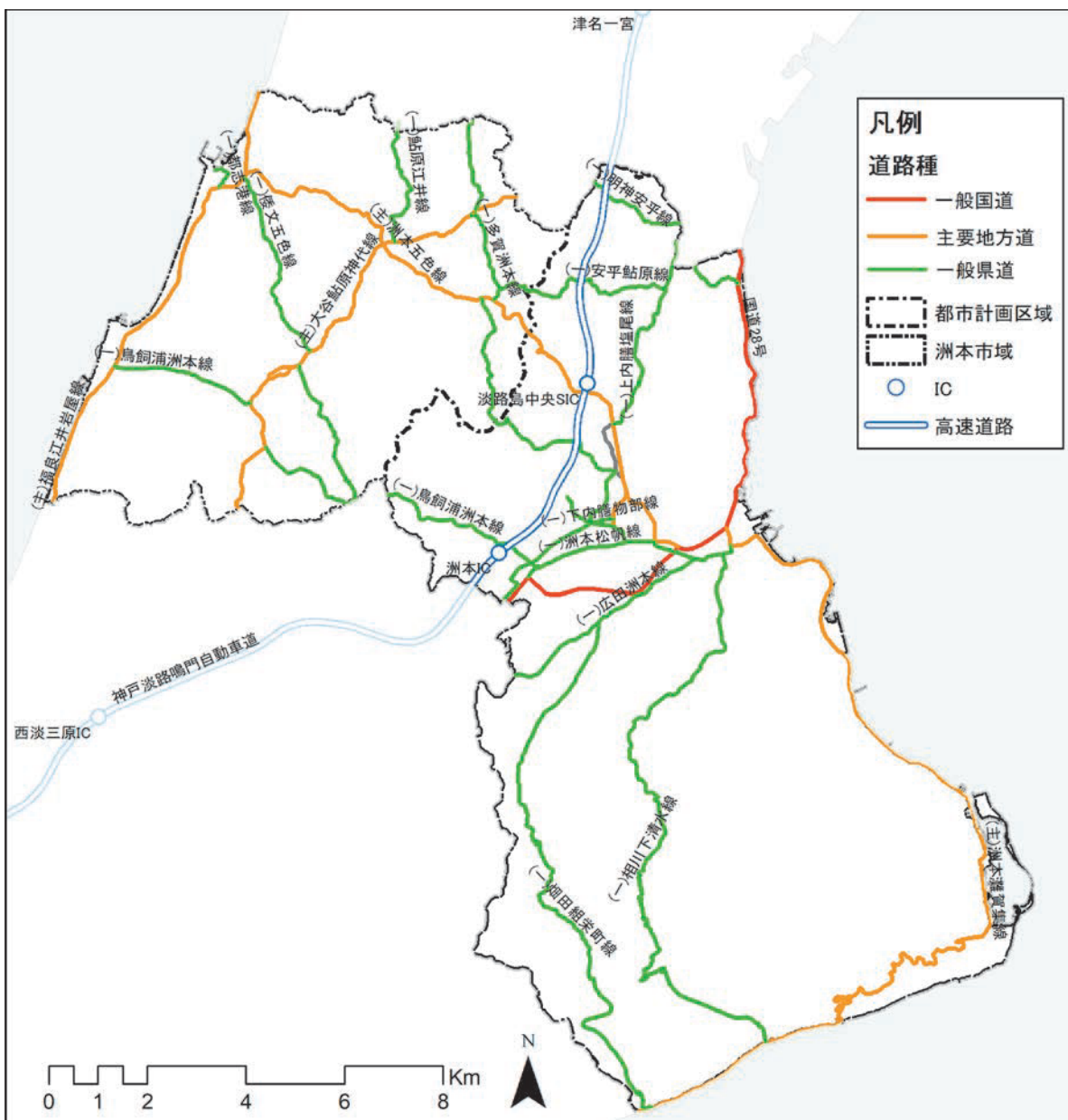
■宅地開発事業等位置図

2) 交通

本市の主な道路交通網は、市の中心部を神戸淡路鳴門自動車道が通り洲本インターチェンジ（以下「洲本IC」）と淡路島中央スマートインターチェンジ（以下「淡路島中央SIC」）の2つのICが存在します。また、東海岸沿いから市の中心部へと国道28号が通っています。それら2本の道路を軸に、主要地方道と一般県道が市内および島内のほぼ全域にわたってはりめぐらされています。

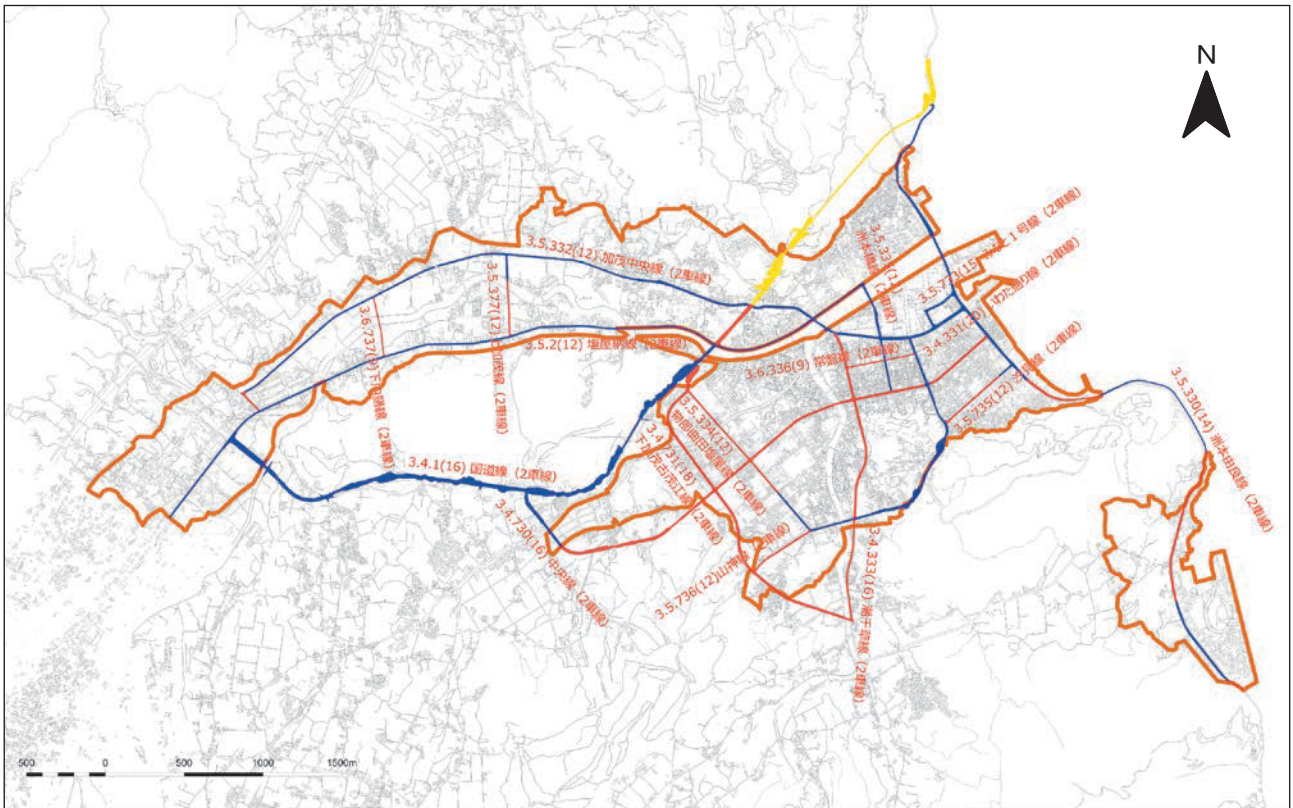
本市の都市計画道路は幹線道路16路線によりネットワークを形成しており、整備率は令和元年度末で62.9%に留まっており、未整備の路線については、将来にわたり多大な費用と期間を要することから、今後の都市計画道路網のあり方が課題となっています。

公共交通アクセス圏域内にある100mメッシュ人口の合計値は、約1.7万人であり、総人口の約37%となっています。本市の公共交通アクセス圏域は、東海岸沿いから由良地区にかけての人口集積地、五色地域の人口集積地を概ねカバーする一方、中心市街地南部や、(一)広田洲本線、(一)畑田組栄町線の沿道の人口集積地をカバーできていません。



交通網図

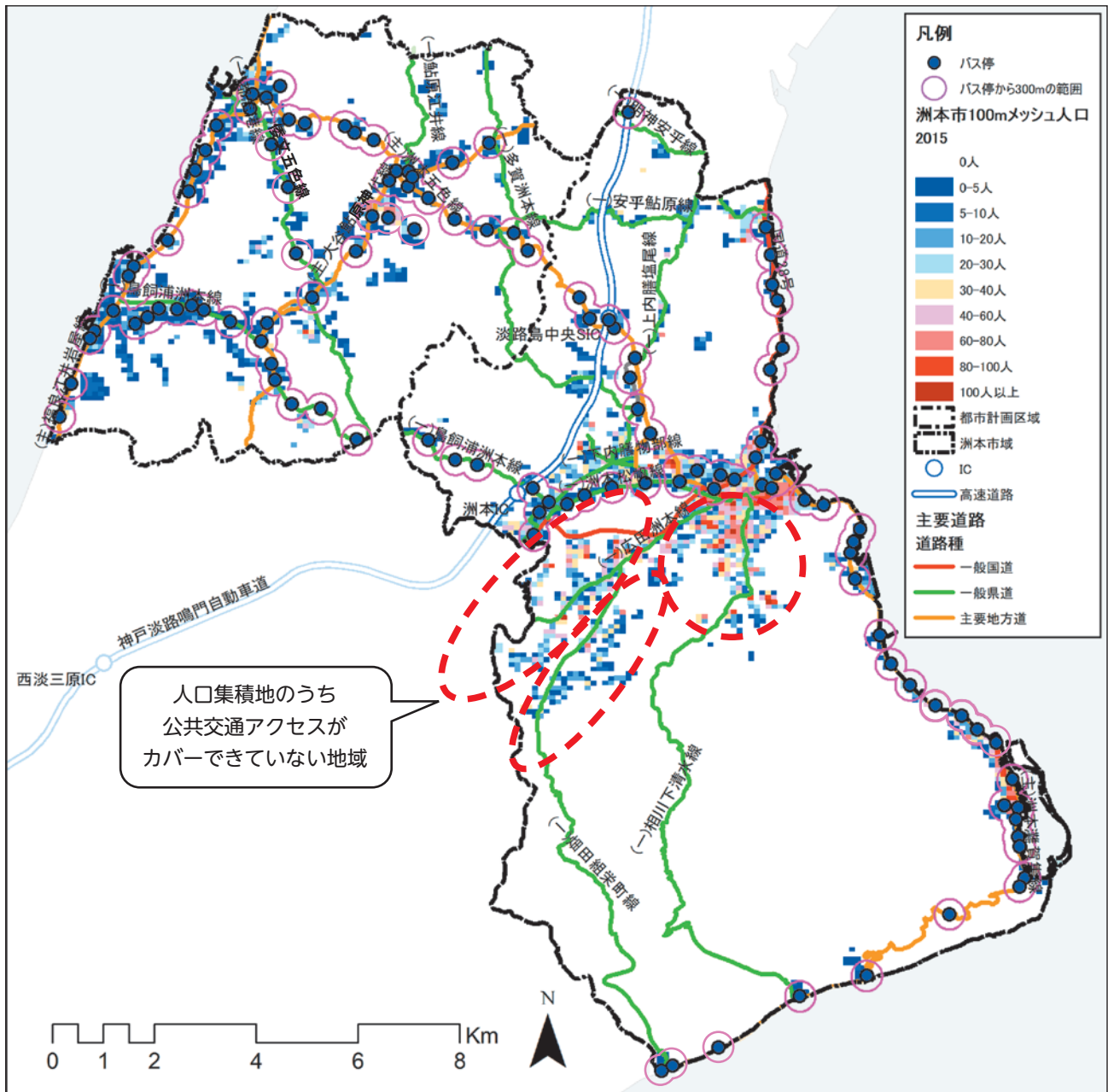
出典：淡路県民局管内図、交通センサス



■都市計画道路の整備状況(令和元(2019)年度時点)

種別	名称			決定告示 年月日	幅員	車線数	延長			整備率 (%)	
	番号	路線名					計画	改良	概成済		
幹線街路	3	4	1	国道線	S57. 6.15	16	2	6,040	4,860	0	80.4%
	3	5	2	塩屋納線	S48.12.11	12	2	4,890	210	4,660	99.6%
	3	5	330	洲本由良線	S22. 3.31	14	2	5,050	1,090	2,740	75.8%
	3	4	331	いわた通り線	H 9.12. 5	20	2	380	380	0	100.0%
	3	5	332	加茂中央線	S48.12.11	12	2	3,650	1,400	1,680	84.4%
	3	4	333	潮千草線	S24. 3.31	16	2	2,300	560	0	24.3%
	3	5	334	物部曲田塩屋線	S39. 3.23	12	2	3,410	2,560	0	75.1%
	3	5	335	洲本橋線	S39. 3.23	12	2	700	200	500	100.0%
	3	6	336	常磐線	S22. 3.31	9	2	440	0	0	0.0%
	3	5	337	上加茂線	S48.12.11	12	2	510	150	0	29.4%
	3	4	730	中央線	S48.12.11	16	2	3,450	400	0	11.6%
	3	4	731	下加茂古茂江線	S48.12.11	18	2	2,160	0	0	0.0%
	3	5	733	みなと1号線	H 9.12. 5	15	2	310	310	0	100.0%
	3	5	735	汐見線	S39. 3.23	12	2	570	0	100	17.5%
	3	5	736	山神線	S48.12.11	12	2	450	0	0	0.0%
	3	6	737	下内膳線	S48.12.11	9	2	380	0	0	0.0%
16 路線の計								34,690	12,150	9,680	62.9%

出典：都市計画現況調査



■バス路線のカバー圏

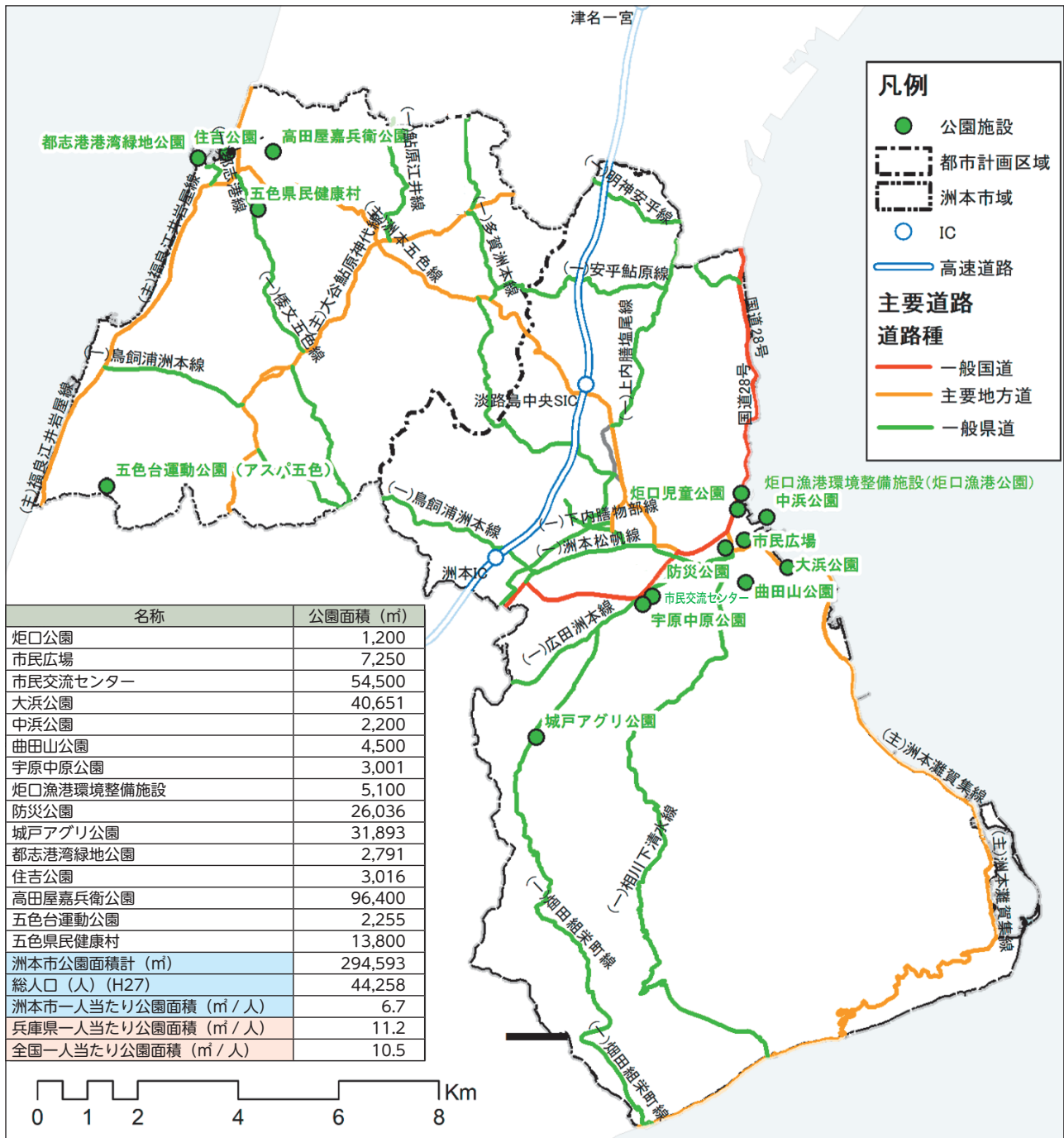
出典：交通センサス、国土数値情報

3) 公園・緑地

本市における公園緑地は、都市公園の大浜公園をはじめとして、農業公園、宅地開発で作られた小規模な公園などがあり、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場として、潤いのある生活空間を形成するために整備が進められ、利用されています。

このうち大浜公園のみが都市計画公園となっています。

また、一人当たりの公園面積は 6.7㎡ / 人と全国平均 (10.5㎡ / 人) および兵庫県平均 (11.2㎡ / 人) を下回っています。



■主な公園緑地等配置図

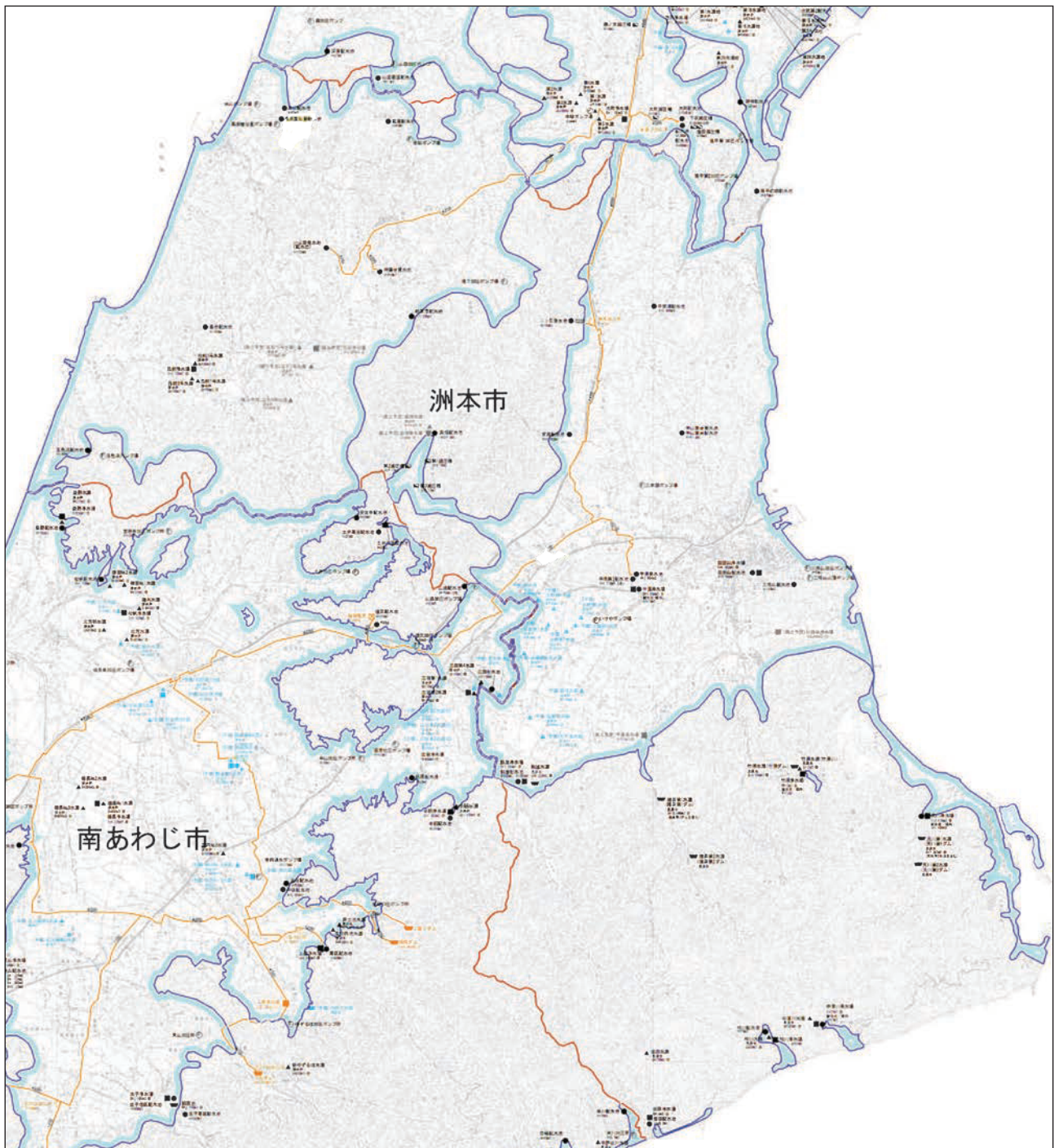
出典：国土交通省 平成 29 (2017) 年度末都道府県別一人当たり都市公園等整備現況

4) 上下水道

本市は、五色地域の鳥飼浦周辺、先山周辺、柏原山周辺等の山地を除く区域が水道供給区域となっており、人口が集積する平地等を概ねカバーしています。

下水道は、洲本処理区と都志処理区があり、洲本処理区の処理区域面積は302haで、整備率37.7%、都志処理区は68haで、整備率89.4%となっています。

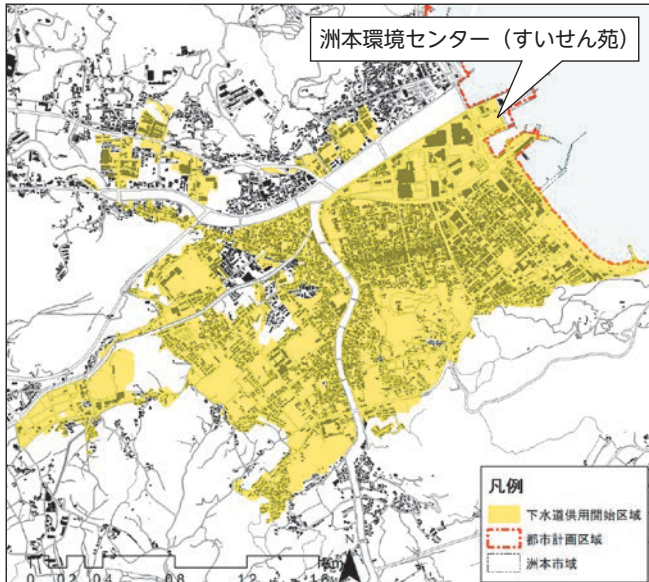
また、これらの汚水処理は、洲本処理区は洲本環境センター（すいせん苑）で、都志処理区は五色浄化センターで行っています。



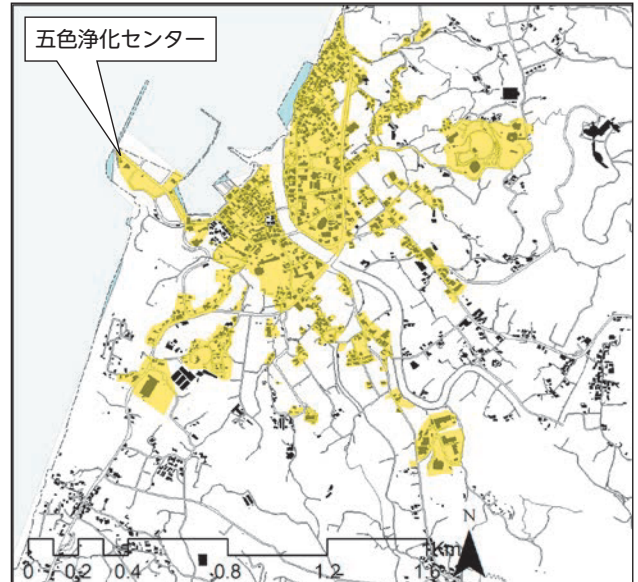
■洲本市の水道供給区域(平成22(2010)年3月時点)

出典：淡路広域水道事業創設認可一般平面図

処理区	事業種別	排除方式	計画処理区域面積	供用開始区域面積	整備率
洲本処理区	単独	分流式	800ha	302ha	37.7%
都志処理区	単独	分流式	76ha	68ha	89.4%



■公共下水道処理区域（洲本処理区）

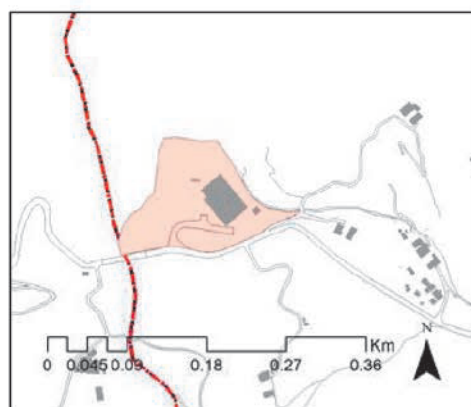
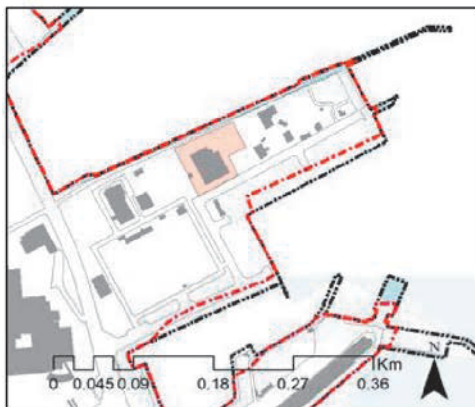


■特定環境保全公共下水道処理区（都志処理区）

（令和3（2021）年3月時点）

5) その他都市施設

そのほかに市民生活を支えるための施設としては、不燃ごみ・粗大ごみ処理場（淡路広域行政事務組合粗大ごみ処理場）や可燃ごみ処理場のやまなみ苑（洲本市・南あわじ市衛生事務組合）、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設（塩屋衛生センター）、洲本地域と五色地域の2か所で稼働している火葬場があります。



■左：塩屋衛生センター 右：淡路広域行政事務組合粗大ゴミ処理場

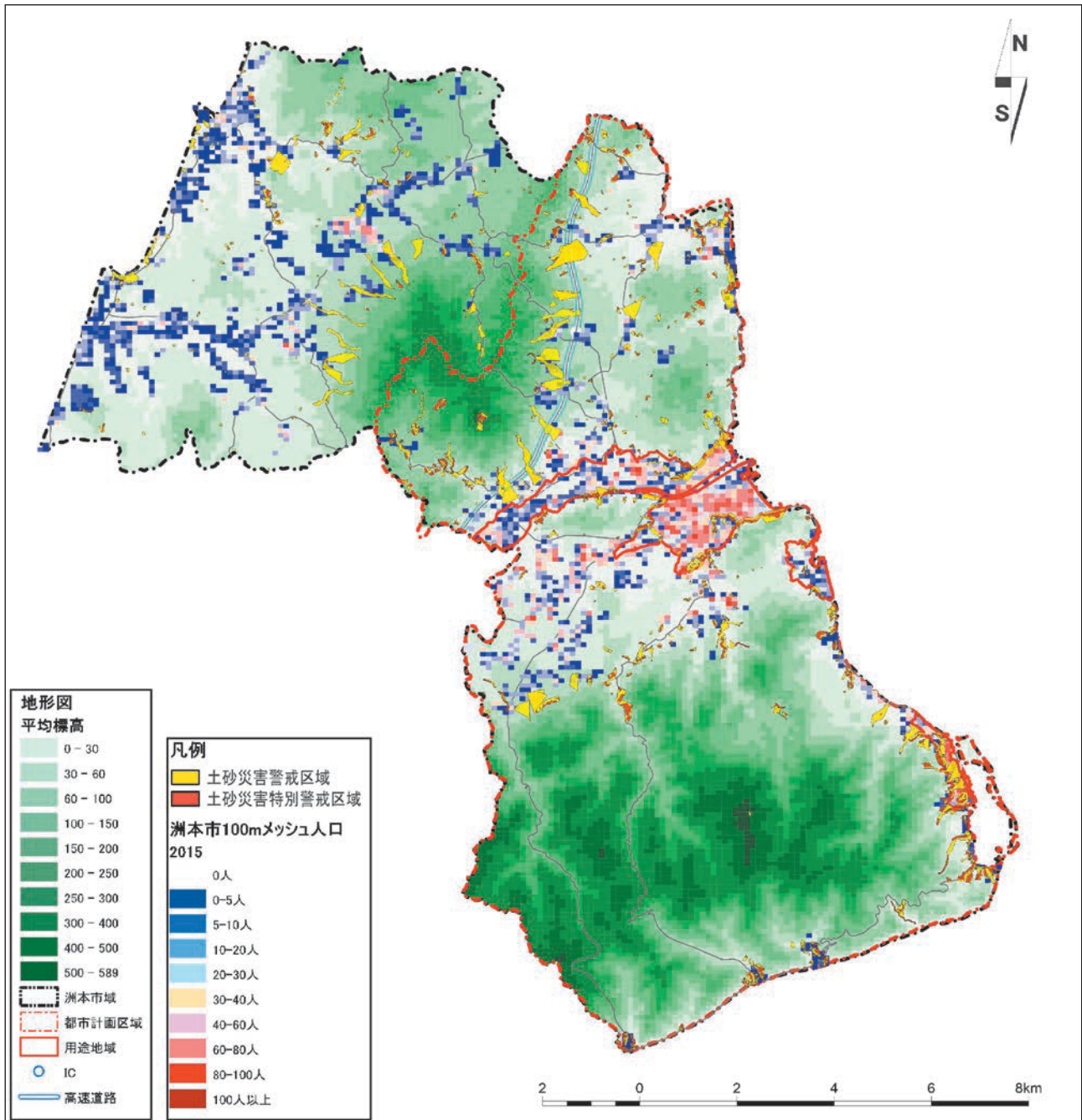


(4) 防災

1) 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

本市の土砂災害警戒区域は、先山の斜面、由良地区の背後の斜面地において指定されているほか、中心市街地縁辺部にも多く存在します。

また、淡路市との境界付近に、一部土砂災害特別警戒区域が指定されている地域も存在します。

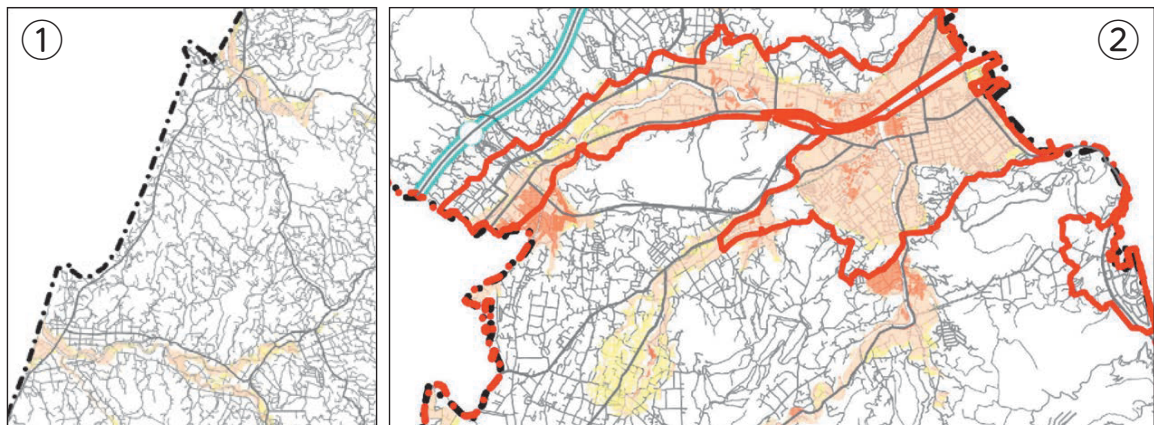
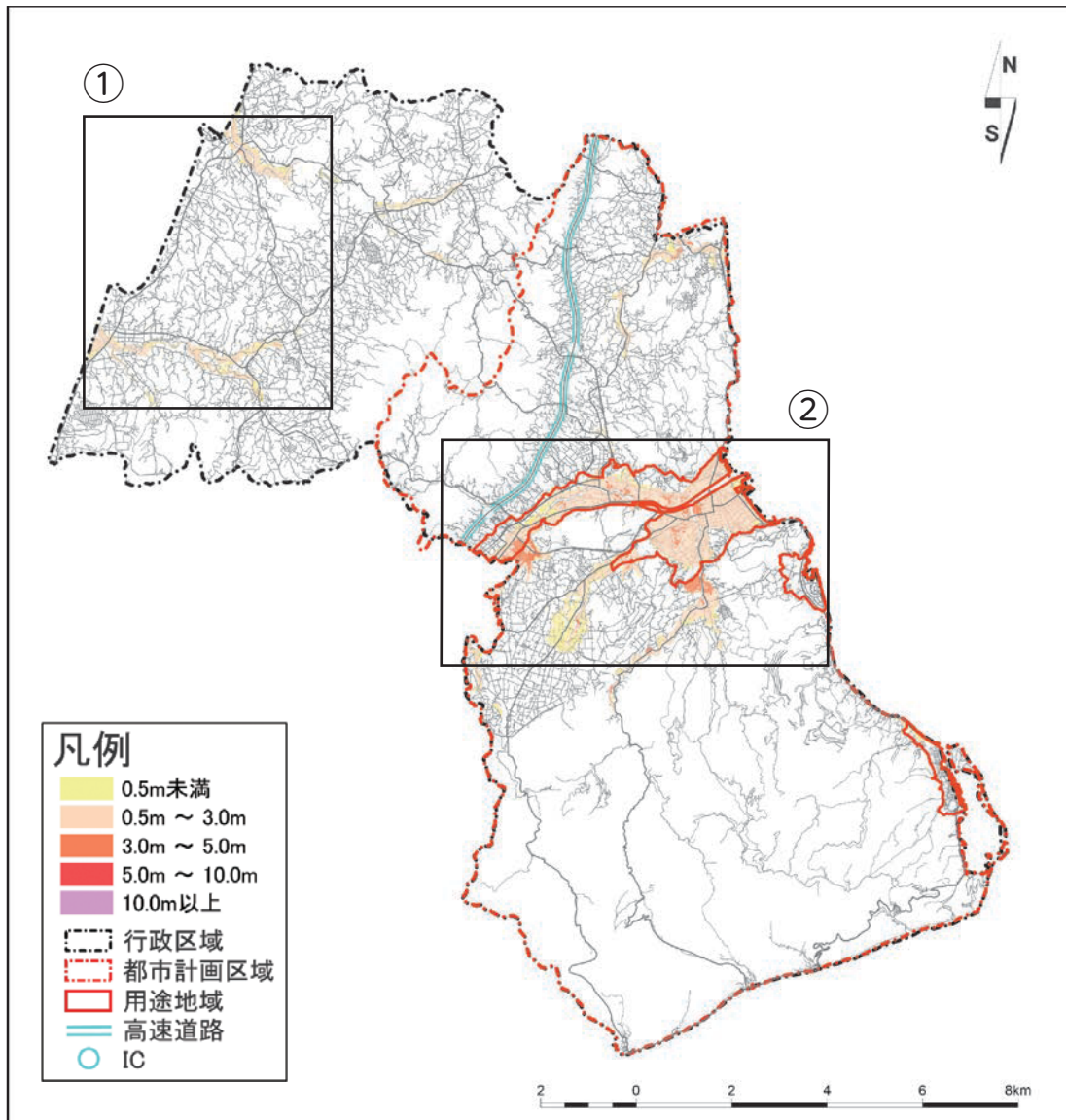


■土砂災害（特別）警戒区域（令和3（2021）年3月時点）

出典：兵庫県CGハザードマップ（土砂災害）

2) 洪水浸水想定区域(想定最大規模)

本市の中心部の用途地域の大半が洪水浸水想定区域に指定されているほか、五色地域の沿岸部においても、一部洪水浸水想定区域に指定されています。

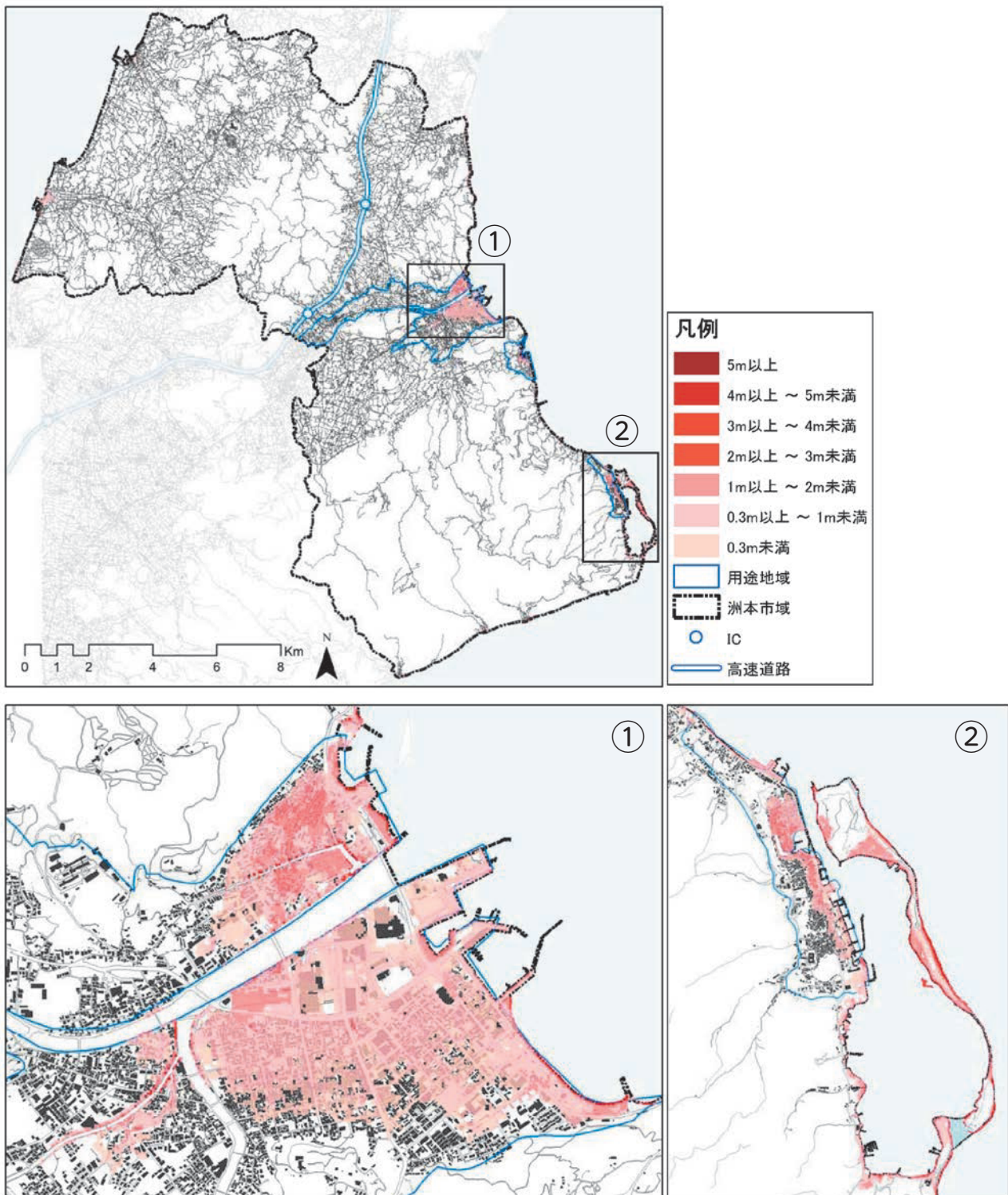


■洪水浸水想定区域 (令和元(2019)年8月時点)

出典：兵庫県 CG ハザードマップ (洪水)

3) 津波浸水想定区域

用途地域内の中心市街地のほか、由良地区周辺においても津波浸水想定区域が指定されています。洲本川の北側の地域においては一部1m以上～2m未満の浸水が想定されている地域もあります。



■津波浸水想定区域（平成25（2013）年12月時点）

出典：兵庫県CGハザードマップ（津波）

(参考) 津波防災インフラ整備計画による取り組み (兵庫県)

南海トラフ巨大地震による津波に備え、防潮堤の整備・補強等の津波対策を計画的・効率的に推進するため、平成 27 (2015) 年 6 月に防潮堤等の沈下対策を追加するとともに、津波対策による浸水想定区域の縮減効果をとりまとめ、「津波防災インフラ整備計画」を策定しました。

上記計画の中で本市は重点整備地区に位置付けられています。

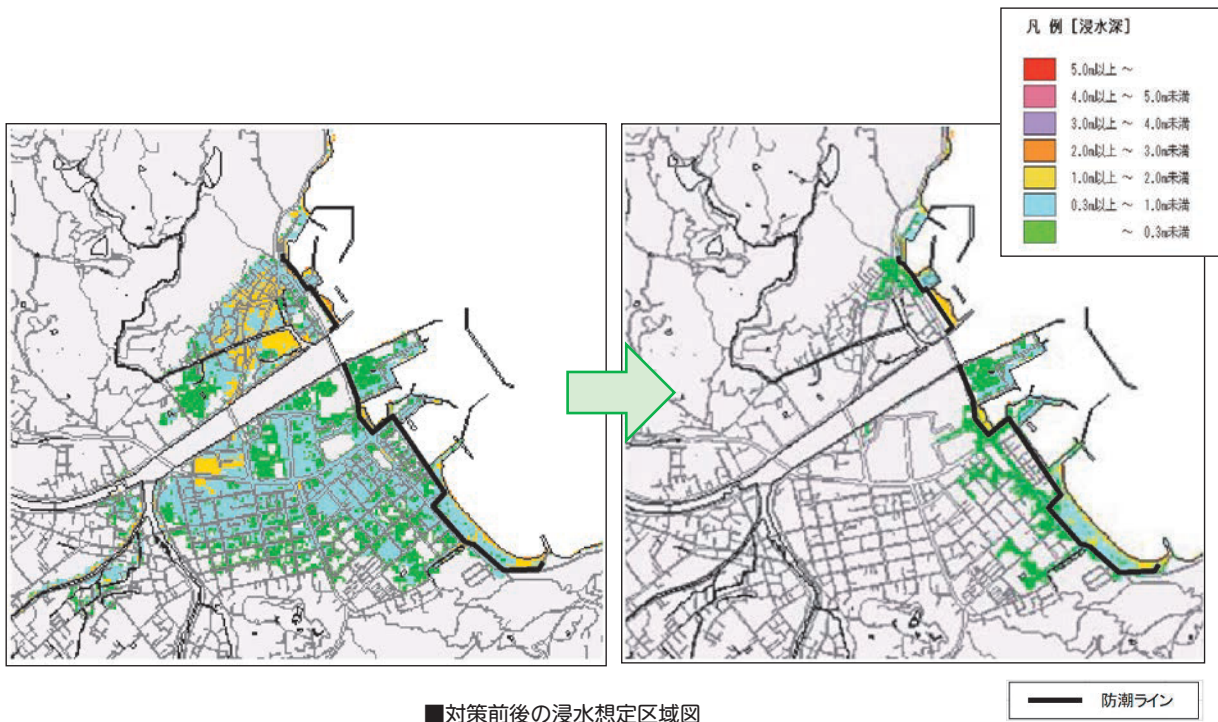
洲本地区は、L1 津波を防潮堤・樋門で防ぎ、L2 津波は防潮堤・樋門の対策により浸水被害を軽減するという取り組み方針を掲げています。

対策後の効果としては、L2 津波の場合、「堤内地の浸水面積を約 9 割縮減 (103ha → 13ha)」、「人家部の浸水深を避難行動がとれる 0.3 m 未満に低減」することとなっております。

なお、主な対策一覧や対策効果は下表の通りです。

■洲本地区対策一覧

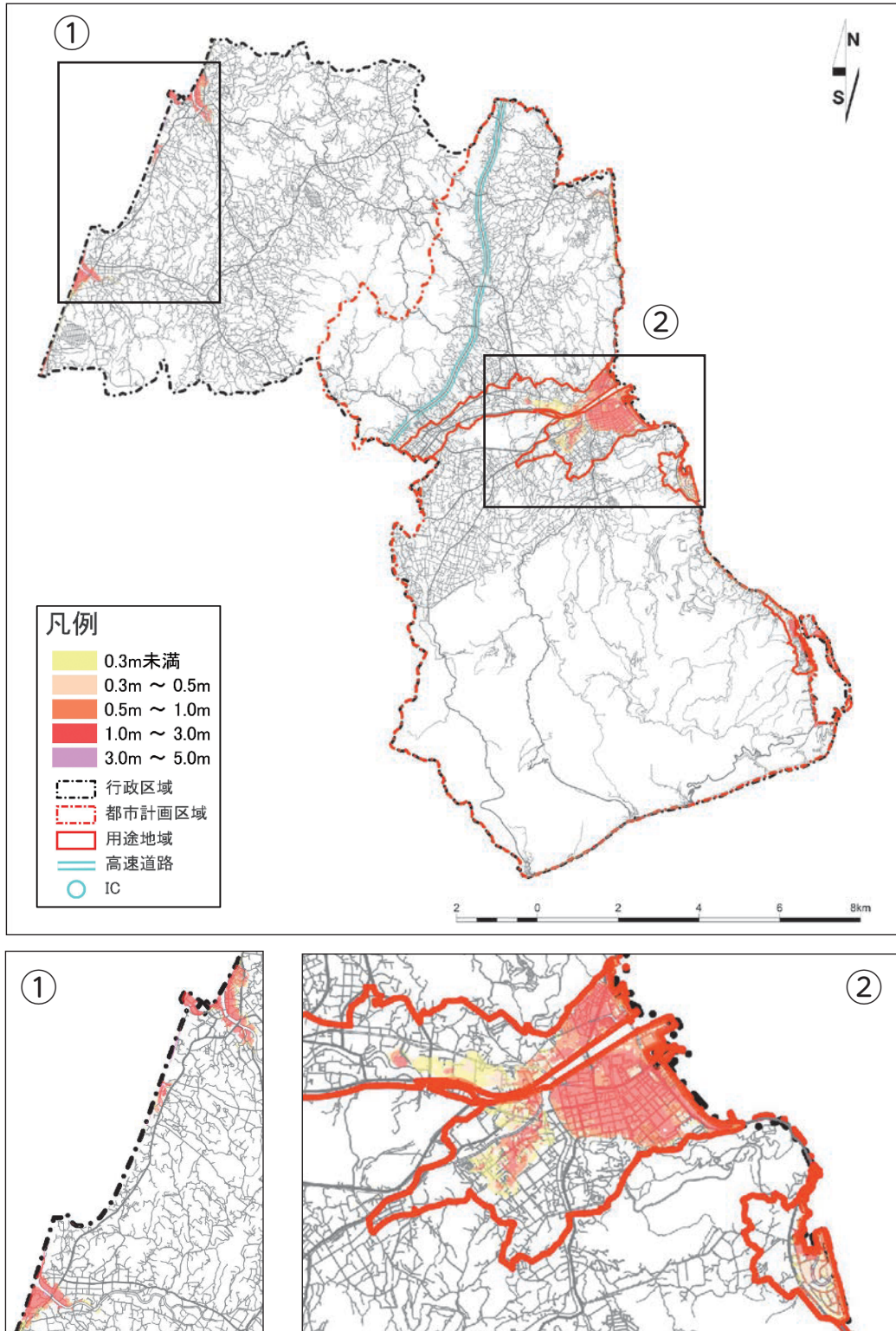
対策	事業量	工程	
		H25 (2015) - H30 (2020) 年度	R1 (2021) - R5 (2025) 年度
① 陀仏川樋門の整備	1 基		
② 防潮堤の整備 (市施工含む) [越流対策、沈下対策を含む]	0.3km		
③ 防潮堤の越流対策	0.7km		
④ 防潮堤の沈下対策	0.2km		



出典:津波防災インフラ整備計画(令和2(2020)年7月版)

4) 高潮浸水想定区域

用途地域内の中心市街地のほか、由良地区周辺や五色地域の都志、鳥飼地区周辺においても高潮浸水想定区域が指定されています。特に洲本川、都志川、鳥飼川の河口付近両岸では、広い範囲で1m以上～3m未満の浸水が想定されています。



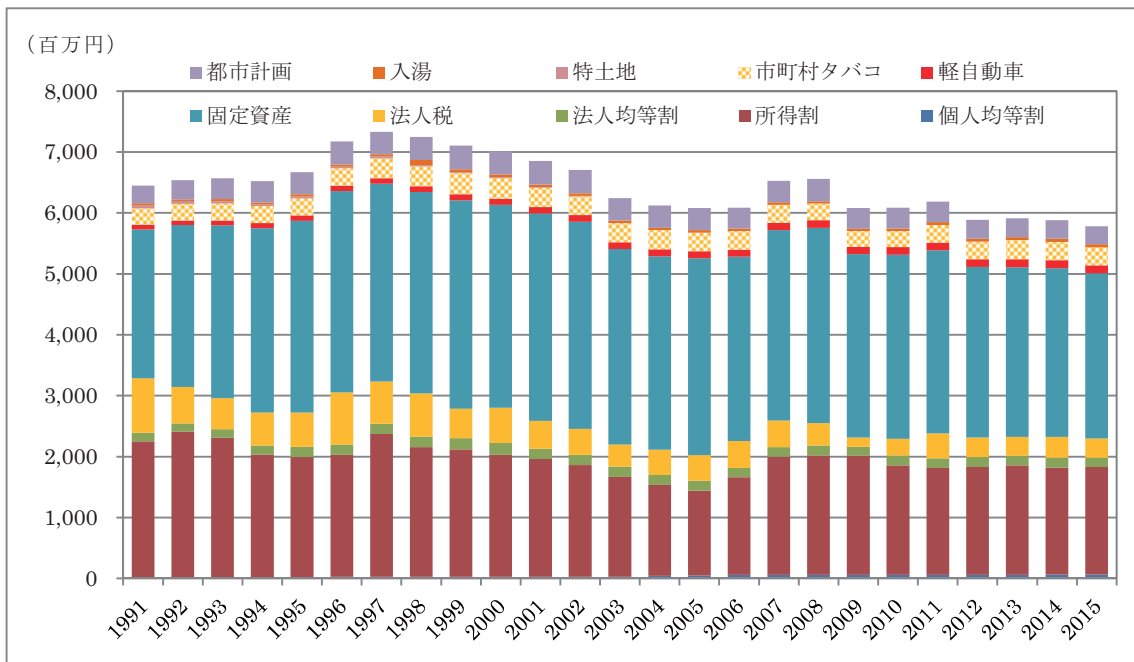
■高潮浸水想定区域（令和3（2021）年4月時点）

出典：兵庫県CGハザードマップ（高潮）

(5) 財政

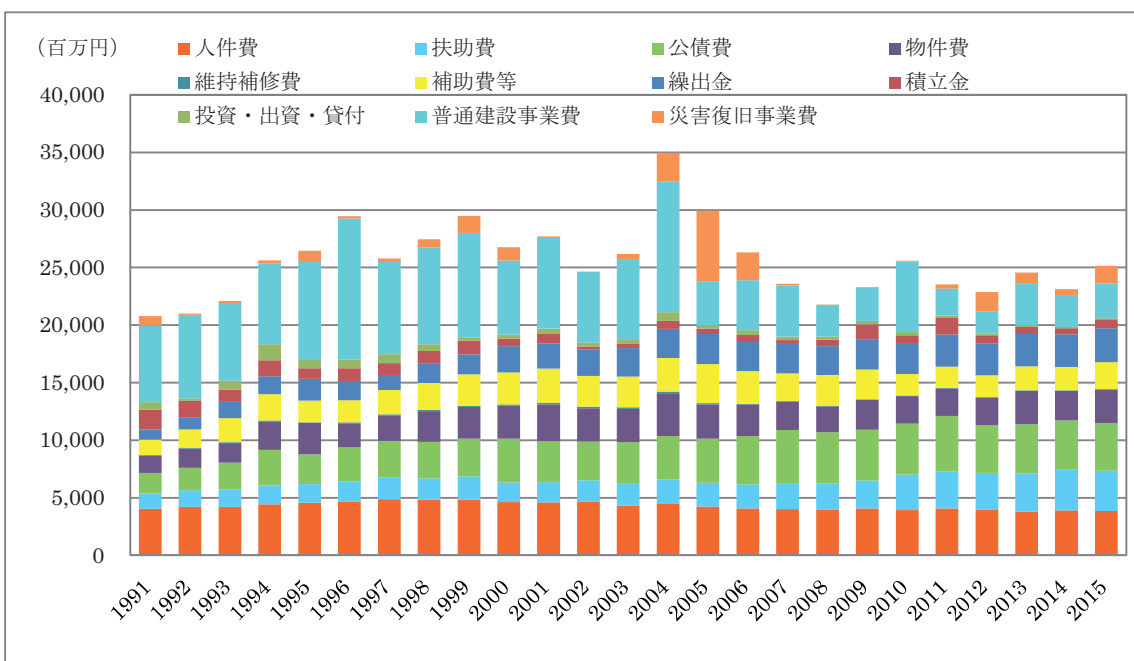
歳入は、市税収入が、人口減少、景気低迷による個人・法人所得の減少、地価下落等を反映して平成9（1997）年の73.3億円をピークに減少傾向にあります。平成24（2012）年では、59億円をやや下回る程度にまで落ち込み、15年間で14億円以上減少しています。今後とも人口減少が見込まれるなかで、市税収入はさらに減少していくことが予想されます。

歳出は、普通建設事業費が、平成17（2005）年以降、大幅に減少していますが、経常的な扶助費や公債費、公共施設等に係る維持補修費が年々増加しており、今後の財政を圧迫していくことが予想されます。



■市税収入額の推移

出典：洲本市公共施設等総合管理計画

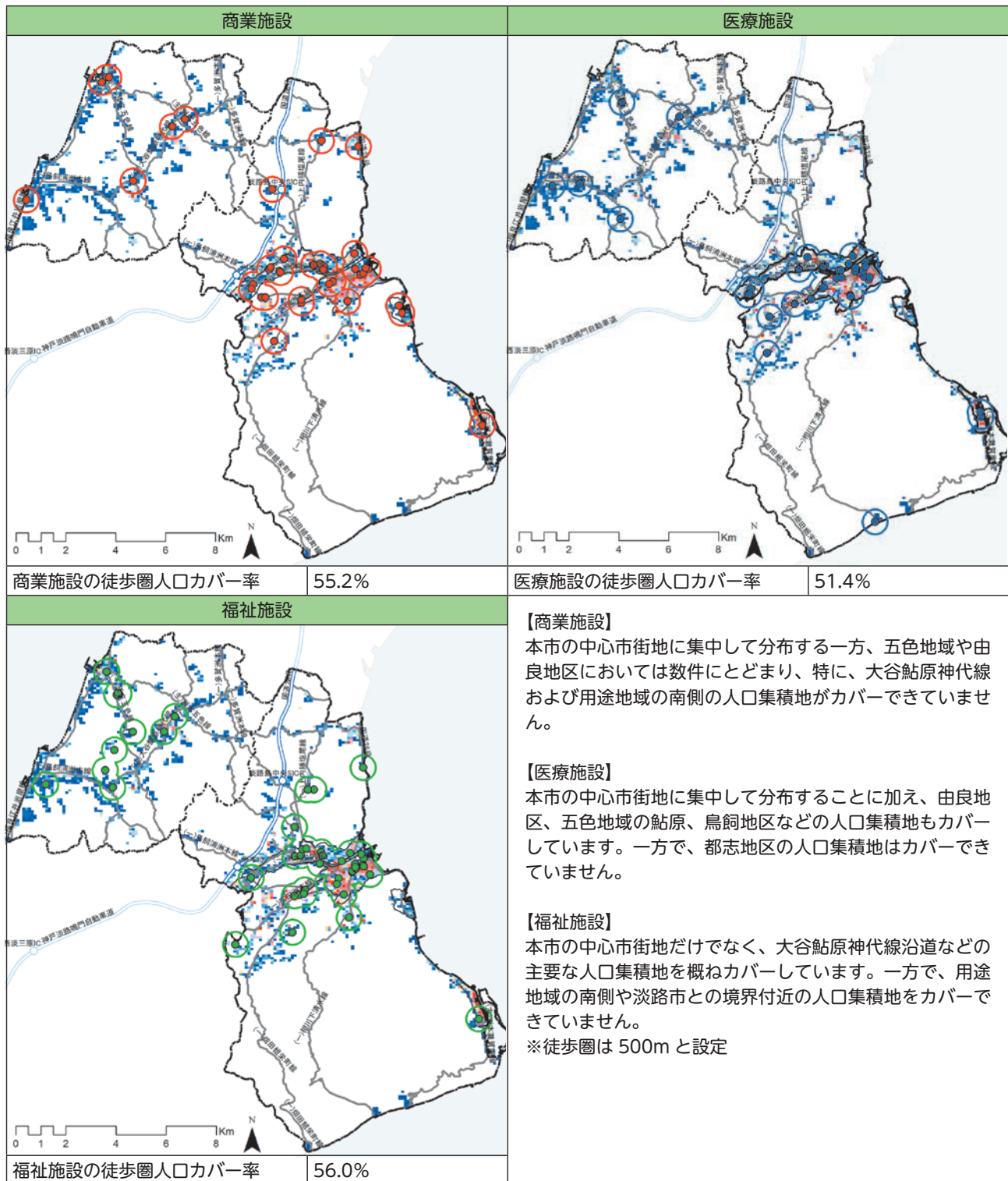


■歳出決算額の推移

出典：洲本市公共施設等総合管理計画

(6) 都市機能（商業・医療・福祉）

各施設の徒歩圏人口カバー率は約 51%～56%であり、用途地域内の中心市街地周辺は概ねカバーされているものの、五色地域や由良地区においては都市機能の分布は不十分となっています。



出典：商業施設 大規模店舗総覧 2017 および市内各コンビニエンスストアの web サイト等を用いて抽出。

医療施設 国土数値情報医療データ（診療科目が歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科のみの場合は除外）をもとに医療機能を有する施設を抽出。

福祉施設 洲本市 HP、介護事業所・生活関連情報検索、淡路地域福祉サポートマップをもとに、施設を利用するために、要介護者が移動を要するサービスを行っているもののみを抽出。

2 2 課題の整理

(1) 島内市と連携したコンパクトで住みやすい土地利用の誘導

- 本市の中心市街地や由良地区、五色地域などの地域拠点などを中心に日常の買い物や医療などの都市機能を集約させ、利便性を向上させることが必要です。
また、淡路島の中心地として、本市の中心市街地や各地域拠点に都市機能を集積しつつ、足りない都市機能については、隣接市との連携によって相互補完し、淡路島が一体となった利便性の向上を図ることが必要です。
- 公共交通では、路線バスやコミュニティバス・デマンド交通が市内を運行していますが、住民の多くは自家用車で移動しています。今後、高齢化が進む中で交通弱者に対する交通手段の維持など高齢者の外出を支援する取組みがますます重要となっています。
- 特に中心市街地において空き家が集中して存在しており、高齢化率の増加に伴い、今後も増加することが考えられます。
また、空き家の増加による人口密度の低下がまちの効率の低下や賑わい感の喪失をもたらすことに加え、災害・犯罪リスクの増大や町並み景観への悪影響など地域イメージの低下をもたらすため、同様に増加しつつある空き地と併せ、空き家の解消が必要です。

(2) 企業誘致や観光資源の活用による地方創生

- 人口減少が進む中、活力あるまちづくりを進めていくため、企業誘致をはじめ、空き家の改善・活用や良好な住環境の整備、子育て支援の充実など定住促進策を講じていく必要があります。
- 本市には、レンガ造りの旧工場をはじめ、レクリエーションの場となる海岸や、碁盤の目状に町割りが形成された城下町、サントピアマリーナに代表されるリゾート施設など数多くの観光資源が存在しています。今後もこれらの観光資源を効果的に活用するため、市内に点在する観光資源を有機的につなぐような整備が必要です。
- 本州と四国の中間地点にある本市においては、平成 30（2018）年に神戸淡路鳴門自動車道の淡路島中央 SIC の供用が開始されるなど、より一層企業誘致における優位性が高まっていることから、適切な土地利用を踏まえた計画的な企業誘致が求められています。

(3) 大規模災害に対する備え

- 本市の中心市街地は洲本川の河口付近に位置しているため、河川浸水や津波による浸水が懸念されています。このことから、避難施設の更なる充実や避難路の確保、住宅密集地などの解消やオープンスペースの設置といった都市基盤の整備など、住民の命と生活を守るための対策が急務となっています。

(4) 豊かな自然環境の保全活用

- 本市の土地利用の大半は自然的土地利用となっており、瀬戸内海国立公園などの豊かな自然が広がるほか、市街地近郊においては農地が広がっています。
一方で、近年は農地転用や、担い手不足による耕作放棄地の増加が見られ、環境悪化が懸念されることから、持続可能なまちづくりに向けた、自然環境の保全が重要です。
- 新型コロナウイルス感染症を背景に、生活需要に対応した公園・緑地などのオープンスペースの整備、活用が求められています。

(5) 効率的な行財政運営と住民・行政の協働の推進

- 人口減少など今後大きな財政収入が見込めない中で、今後は、長期末着手の都市施設の見直しや公共施設の適切な維持管理等による長寿命化を図るなど、有効かつ効率的に行財政を運営していく必要があります。
- 多くのまちづくり施策を行政だけで実現することは難しく、道路や公園などの公共施設の維持管理など住民と行政が協働で取り組むことが重要です。